

産業厚生常任委員会会議録

[平成26年 3月19日開催]

南あわじ市議会

産業厚生常任委員会会議録

日 時 平成26年 3月19日
午前10時00分 開会
午後 4時06分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員 長	印 部 久 信
副 委 員 長	谷 口 博 文
委 員	吉 田 良 子
委 員	柏 木 剛
委 員	木 場 徹
委 員	原 口 育 大
委 員	阿 部 計 一
委 員	川 上 命
議 長	小 島 一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	高 川 欣 士
課 長	垣 光 弘
書 記	小 川 浩 子
書 記	斉 藤 浩 平

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
教 育 長	岡 田 昌 史
市 民 生 活 部 長	小 坂 利 夫

健康福祉部長	藤 本 政 春
市民生活部次長兼生活環境課長	高 木 勝 啓
産業振興部長	岸 上 敏 之
産業振興部付部長 (鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長)	興 津 良 祐
農業振興部長	神 田 拓 治
農業振興部次長兼農林振興課長	森 本 秀 利
教育部部長	太 田 孝 次
農業委員会事務局課長	小 谷 雅 信
市民生活部市民課長	塔 下 佳 里
市民生活部税務課長兼収税課長	藤 岡 崇 文
健康福祉部福祉課長	鍵 山 淳 子
健康福祉部長寿福祉課長	大 谷 武 司
健康福祉部保険課長	川 本 眞 須 美
健康福祉部健康課長	小 西 正 文
健康福祉部少子対策課長	田 村 愛 子
産業振興部商工観光課長	阿 部 員 久
産業振興部企業誘致課長	北 川 真 由 美
産業振興部水産振興課長	榎 本 輝 夫
農業振興部農地整備課長	喜 田 展 弘
農業振興部地籍調査課長	和 田 昌 治
農業振興部農業共済課長	宮 崎 須 次
教育委員会教育総務課長	片 山 勝 義
教育委員会学校教育課長	安 田 保 富
	(学校教育指導主事)
教育委員会人権教育課長	土 肥 一 二
教育委員会生涯学習文化振興課長兼玉青館館長	福 原 敬 二
青少年育成センター所長	高 辻 隆 雄
埋蔵文化財調査事務所長	山 見 嘉 啓

II. 会議に付した事件

1. 付託案件…………… 5
 - ① 議案第25号 南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について…………… 5
 - ② 議案第26号 南あわじ市清掃センター条例を廃止する条例制定について…… 12
 - ③ 議案第27号 南あわじ市障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定について…………… 13
 - ④ 議案第28号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について…………… 17
 - ⑤ 議案第29号 南あわじ市温浴施設条例の一部を改正する条例制定について…………… 24
 - ⑥ 議案第30号 南あわじ市教育振興基本計画策定委員会条例制定について…… 38
 - ⑦ 議案第31号 南あわじ市温水プール条例の一部を改正する条例制定について…………… 42
 - ⑧ 議案第2号 平成25年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）…………… 58
 - ⑨ 議案第3号 平成25年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）…………… 67
 - ⑩ 議案第4号 平成25年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第2号）… 71
 - ⑪ 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（淡路ファームパークイングランドの丘）…………… 72
 - ⑫ 議案第39号 字の区域の変更について（伊加利、阿那賀、八木、福良地区）…………… 85
 - ⑬ 議案第40号 平成26年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について…………… 86
 - ⑭ 議案第34号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について…………… 88
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について…………… 90
3. その他…………… 90

III. 会議録

産業厚生常任委員会

平成26年 3月19日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 4時06分)

○印部久信委員長 おはようございます。

2月以来、3月議会が始まっておったわけでありますが、非常に寒い冬であったわけですが、新聞報道を見ますと、桜が咲いたというような報道もあります。ちょっとこれ、私ごとで恐縮なんですけど、私もこの、桜咲くということを聞きますと、昭和40年の大学入試の合格通知と、昭和50年の国家試験の合格通知が、電報で「サクラサク」という電報をいただいた記憶があります。こういう季節になりますと、一人でその時期を懐かしんでおります。ちなみに、不合格の場合は、たしか「サクラチル」であったと思うんです。

本日は、付託案件が多様にあるわけですが、議員の皆さん方の質疑、また、執行部の答弁、よろしく願いをいたします。

市長。

○市長(中田勝久) 皆さん、おはようございます。

今、前段に谷口委員さんには大変御迷惑をかけて申しわけなかったんですが、また、委員長さんにはかなり以前のそういう大きなハードルを越えた、サクラサクで思い出があるということで、大分前の話でしょうけど、おめでとうございます。

きょうは産業厚生常任委員会、付託をお願いしていた案件が非常に多いわけでございます。どうぞ慎重審議、適切妥当な御決定をお願いいたしますと思います。また、直接の関係ではないんですが、もう四、五年前になるんですが、国保が非常に厳しい状況、今現在もそうでございますが、一般会計から補強せなならんという状況が来て、出ておりました。たまたま、ありがたいことに、私もちょっとニュースとして聞いたのが、特別交付税でなしに特々という、そういう制度があると。しかし、なかなかこれ、かなり古い市だけしか交付対象になってないと。しかし、ありがたいことに、久保部長さん、賀集出身の、この人が健康福祉部の県の部長だったし、課長が国保の関係で、今、八木におられますが、森さんという、なかなか部長と課長がそろうときがないんで、私も行って、いろいろそういう苦労話をいたしました。

その後、もう3年ぐらい前から、その特々がくれるようになりまして、ことしも一応、特々が3,200万くれるように通知が入りました。できるだけ、そういう私たち、後から後発する自治体、特に市の場合は、先に発足している市に対してはそういう制度が結構あるということで、そこへ少しでも割り込んでいけるような、今後も努力をしていきたいと思っております。

少し余分な話をいたしましたけど、きょうからまた、総務省なり国交省なり、漁協の全国

の協会等に合わせて行ってきますので、中座いたしますがよろしくお願いいたします。

○印部久信委員長　それでは、ただいまから第53回定例会において当委員会に付託された議案について審査を行います。

なお、本日は、傍聴を許可しておりますが、傍聴される方は傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いいたします。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 付託案件

① 議案第25号 南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○印部久信委員長　異議がございませんので、提案理由の説明は省略いたします。

まず、議案第25号、南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

木場委員。

○木場 徹委員　お聞きします。私の聞き漏らしかもしれませんが、提案理由のときに聞けなかったように思うんですが、現行では直接搬入するもの100円、また、農海産物は160円という項目があるんですが、今回、この2件を外しております。この理由について、説明をお願いします。

○印部久信委員長　市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓）　この手数料につきましては、寺内の清掃センターで受け入れる手数料でございましたけれども、4月に閉鎖されますので、これはやまなみ苑の例規によって移行しますので、そういうことで廃止するものでございます。

○印部久信委員長　木場委員。

○木場 徹委員 ということは、やまなみ苑に処理場が移転するという事で、市内の
関係の理由でなしに、関係の業者とか団体の理由でなしに、やまなみ苑の事情でこれを廃
止するという事ですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 寺内の清掃センターの分につきましては、南あわじ市
の収入として条例を制定しておりましたけれども、今度、直接搬入する手数料につきまし
ては、洲本市・南あわじ市衛生事務組合の収入となりますので、こういう条例の変更に至
っております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、直接搬入するものは、今度、やまなみの条例で提起さ
れておる農海産物も今までどおり、場所が違うけども処理できるということですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） この分につきましては、継続されるということで、や
まなみ苑のほうに、例えばこの対象となるものが一部のタマネギ残渣、これを農協だけと
いうことで、契約で受け取っておりましたけれども、新たに衛生事務組合と契約するもの
でございます。

また、海産物につきましては、主に乾物、それと魚の干物、そういうものを取り扱って
ございましたけれども、ここ2年間、その海産物につきましては搬入がございませんでし
たので、主にJAから出てくるタマネギ残渣を契約によって搬入を許可していただくとい
うことになってございます。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 農協さんのほうはタマネギの薄皮やと思うんですけども、海産物の場
合は、そしたら今後はどういう扱いになりますか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 大量に出る場合は、やまなみ苑のほうに報告いただいて、搬入時期、また、その搬入日を設定して一般廃棄物というような取り扱いで搬入は認められるものと考えております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そうしたら、経費的には余り、今までどおり変わらんということですね。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） やまなみ苑のほうでは、10キロ100円という定めしかございませんので、特段、金額を変える場合には、個々の契約ということになっておりますけれども、今、10キロ100円という定めしかございませんので、その手数料でもってのお支払いになろうと考えております。

○印部久信委員長 ほかに。
原口委員。

○原口育大委員 今のに関連してですけど、新しい改正案のところを見てたら、タマネギの薄皮というのはどれにも該当しないと思うんですけど、一廃なんですか、産廃なんですか、まず。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 事業系一般廃棄物と取り扱っております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、改正案の新しいほうの中にはそういう部分は書いてないと思うんですけど、それは今回はなぜ書いてないんですか。そこは変わるんでないんですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） これは、寺内のほうの手数をいただいて、南あわじ

市の収入になってございましたけれども、今度は洲本市・南あわじ市衛生事務組合の収入となつてございますので、この条例については削除という扱いになります。また、やまなみ苑のほうにつきましては、大量に出る分については個々に契約するものでございますので、ここには明記してございません。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 それは、市に残る分なんで、それがなくなったということですね。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） はい。市の収入としてなくなったものですから、このような条例改正になってございます。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、やまなみのことはやまなみで決めると思うんですけども、今まで扱っていたものが、引き続いて扱ってくれるんですけども、条件が変わるみたいな今、話であったと思うんですけど。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 条件の変更につきましては、今、10キロ100円の向こうに例規しかございませんので、ただいまのところ、農海産物の特段の取り決めはなく、基本的に10キロ100円というような進め方を行っております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 寺内のときは農協限定やったんですけども、例えば一般の青果商さんの場合は、それはとってくれよらんかったわけですけども、あれはあくまでも寺内との話であったと思うんですけど、今度向こうへ行ったら、一般の商系の薄皮というのも同じように扱うべきではないかと思うんですけども、そこら辺はどうなっていますか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） J Aさんとの契約につきましては、まず、期間を限定するということが前提となっております。いずれはJ Aさんも搬入はお断りするというような方向で進めております。そして、一般の業者の方につきましては、やはりまだそういうタマネギ残渣の処分、またはその施設が整っておりませんが、自社で処分してくださいというようなことをごさいます。

J Aにつきましては、寺内の契約をそのまま2年なり、3年なり継続して、あくまでも期間を限定しての契約となっております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうしましたら、今、寺内ではJ Aさんだけが特例的にやっていてくれていて、その既得権みたいなものがあるんで、やまなみについてはしばらく期間限定で継続すると。でも、それ以外の商協さんについては新規には認めないということですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） そういうことをごさいます。まずは、J Aさんにつきましては、ただいま、寺内のほうで引き取っておりました。まず、やまなみ苑さんにそういう搬入の相談をしたところ、まず、困るということをごさいましたけれども、まだ、適切に処分する施設、受け皿が整っておりませんので、ある一定の期間を契約条項に盛り込んで、あくまでも期間限定ということで取り扱いたいと、そういう方向で進めております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 方法はという話なんですけれども、商系さんはバイオマス、あるいは農協もバイオマスがあると。ということは、今後はバイオマスのほうでやってもらうという考え方なんですか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） そういう方向性でもって、まず、処分する経路をちゃんと整えていただきたいというようなことをごさいます。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、商系さんなり農協さんなりのバイオマスで、それは十分処理できているということですね、それは、それ以外の分は。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） そのことにつきましては、私は細部にわたっての調査はしておりませんが、あくまでも事業系一般廃棄物ということで、性状が一般のごみと変わっておりますので、廃棄物の発生元で適切な処分をお願いしたいと考えております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 今まで寺内へ持っていったときは、自分で持ち込むと、結局、重さをはかって料金が発生してて、ごみ袋も当然、袋は買うとるんであれなんですけども、今度のところというのは、個人が持ち込む場合ということとの関係がどうなるのかということと、犬・猫とかで、今度は市に言うて市に持っていってもらうのと、例えば自分が持っていったときというのはどんな扱いになるんですか、新しいところは。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 御家庭から排出された一般廃棄物は、寺内へ搬入されとる形式とほとんど変更ございません。犬・猫のほうはまた特別でございまして、このたびの条例改正におきましては、今まではペットを窓口まで持ってきていただいて、それで手数料を徴収して市が、火葬場のほうに市の職員が運んで処理をさせていただいておったと。

このたびの改正点の大きな一つの違いは、個別収集といたら何なんですけど、大切に育てていただいたペットを私たちが引き取りに行った手数料、1件当たり3,780円を追加したものでございます。

○印部久信委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 今、八木の清掃センターへこの直接持ち込みの場合、今言われておった赤い袋に入れていっても、その分はお金は引いてくれてなかったんですけれども、今後

もそういうことになるのでしょうか。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） はい。直接搬入される場合は、市の指定袋でなくてもよろしいもので、ですから、市の指定袋はあくまでも市が収集する家庭のごみというような取り扱いで考えていただきたいと思います。ですから、直接搬入する場合は、市販の透明な袋に、何が入っているかはわかるような袋で搬入していただければと考えております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ずっと以前は、赤い袋でもオーケーな時代もあったんですけども、それが合併前後を挟んでそれがなくなって、ちょっと不便だというような声もあるんですけども。それも、持って行ったら袋の枚数はわかりますから、その搬入口で。それを引くというような方向をまた切りかえてほしいんですけど。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） それは、発生する手数料なりの目的が違いますので、まず、洲本市と南あわじ市、ごみ袋のまず料金が違うということと、指定のごみ袋は収集のみに科せられる手数料でございますので、そこで、やまなみ苑で精算するということは考えてございません。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 洲本市とごみ袋料金が違うというのはわかるんですけども、市民から見たら、以前から比べたら少しサービスが減ってるかなというような印象を持っているので、改善できるのであれば、ぜひしてほしいというふうに思いますけど。

○印部久信委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 先ほど申しましたように、ごみ袋の手数は目的が違いますので、やはり直接搬入の精算というのは考えておりません。

○印部久信委員長 よろしいですか。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 ごさいませんか。

それでは、質疑がごさいませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

何か御意見ごさいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 意見がごさいませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ごさいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がごさいませんので、これより採決を行います。

議案第25号、南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○印部久信委員長 挙手多数であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

② 議案第26号 南あわじ市清掃センター条例を廃止する条例制定について

○印部久信委員長 次に、議案第26号、南あわじ市清掃センター条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ごさいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。
何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第26号、南あわじ市清掃センター条例を廃止する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○印部久信委員長 挙手多数であります。
よって、議案第26号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

③ 議案第27号 南あわじ市障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定について

○印部久信委員長 次に、議案第27号、南あわじ市障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 基本的なことをお尋ねするわけですが、南あわじ市障害支援区分認定審査会というのは、どのような審査をされる委員なんですか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長(鍵山淳子) この障害者支援区分認定審査会ですけれども、障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するために、障害の程度区分ですけれども、心身の状況や社

会活動や介護者、居住の状況、サービスの利用意向、訓練、就労に関する評価を把握した上で、障害サービスの支給決定をすところでは。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 これ、ほんまに非常に基本的なことをお尋ねすんねけど、その中にランクというか、1とか2とか3とか、ABCか知らんのやけん、それによって、認定によってサービスの受けることが変わってくるということなんですか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 障害の区分があります。その区分によって、受けるサービスが、量が違ってくるということです。介護保険の介護1、2、3、4、5とかいうようなものの障害者の対応したものでございます。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 ということは、障害を持っておる方が申請した段階で、この20人の審査会において、その人の区分というのを決定されるような委員会なんですか、この組織は。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） はい。これは委員は20名以内となっておりますけども、今5名で、合議体でございますので、一つの合議体で5名の方が委員になっております。まず先に、申し込みをしていただいて、それでサービスの利用計画を作成し、それから一次判定をコンピューターでいたします。そして、その二次判定が審査会として位置づけをされており、そこで障害の程度区分の認定をして、1から6の区分の判定を行います。それで支給決定がされたら、今度、またサービスの利用計画を立てて、申し込みされた方のサービスの利用が始まるということになっております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 先ほど聞いておったら、5名の審査委員とかそういうのやけど、20名以内という定数を決定しとる割には、何か、委員の数が5名というのはかなり

乖離しておるように思うのやけど。20人というのは、市の規模によってそういうふうな20名というこの定数、20名以内というのは大体、その市の人口規模によって20名以内というのは、これはここに記入せんなんわけですか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 20名以内というのは、一つの、委員は合議体の形です。それで今、この障害福祉サービスを受ける方が、介護保険とかに比べて人数のほうも、今、サービスの利用者が約430名ほどいらっしゃいます。それで、毎月の審査会にかけるのが10名前後、全くない月もございます。一番多いときでも15名ぐらいでした。そういう人数でありますので、一つの合議体を5名として、その四つの合議体ができるかなという、最大で20名ということで、20名以内としております。

そして今、5名は医師が2名と保健師の資格がある方、臨床心理士、理学療法士の5名でなっております。

○印部久信委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 介護保険のときもいろいろ問題になったんですけども、一次で、今、コンピューターでという話がありましたけども、この一次のコンピューター審査でいろいろされて、それで二次で決定というようなことですけども、その一次のコンピューター審査でいろいろ問題が出てくるというような話はないのでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） はい。やはりこれは問題というか、身体障害者の方の場合であれば、このコンピューターで一定と、二次審査まではスムーズに行くと思うんですけども、ただ今回、障害の程度区分から支援ということに変えたのは、区分の認定が知的障害者や精神障害者の特性に、今まで少し低い認定でされておっているのかなということで、この特性に応じて行われるように、区分の制定に当たっては、今後、国のほうではここ3年以内には適切な配慮を行うということでされております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われたように、身体であればそういうふうにわかりやすいという

か、症状が見える部分があるんですけども、知的・精神というのはなかなか、その日によっても違いますし、時間帯によっても違いますので、なかなか判断しにくいことになるかと思えます。ですから、そこら辺のコンピューターで精査するときに、やはり十分なことをしとかんと、やっぱり二次審査でそういう、本当の程度と区分とが違うようなことにならないように、ぜひお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 先ほど申しましたように、国のほうもそれを重きにおいて、問題が出てるといのは出てますので、二次判定で低い判定と、実際に応じたようになるということで、判定のほうはしていきたいと思っております。

○印部久信委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。
何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第27号、南あわじ市障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○印部久信委員長 挙手多数であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

④ 議案第28号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

○印部久信委員長 次に、議案第28号、南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 まず一つは、これ、母子、父子、ひとり親家庭の医療費が変わるんですけれども、入院以外が1日600円だったのが800円に変わると。低所得者の場合は同じというふうになっておりますけれども、これで、南あわじ市で影響を受ける世帯というのは何世帯ぐらいあるんでしょうか。また、何人ぐらいの対象になるんでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） ただいまの質問の、低所得者以外の世帯の方の負担が600円から800円になるための影響ということでございますが、その前提に、今回の改正によりまして、低所得者以外の方の非該当、対象外になる世帯が多うございますので、ちょっと単純に、その部分だけを捉まえて影響額を出すことは難しいかとは思いますが。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 県の資料なんかを見てみますと、この影響額で兵庫県下で何人というような数字も発表されておりますけれども、それは各市町からの積み上げでそういうふうになっていっていると思うんですけど。南あわじ市で対象人数とかはわからないんでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。少し、委員のおっしゃっている意味がよくわからないのですが。

○印部久信委員長 吉田委員、もうちょっとわかりやすく聞いていただけますか。
吉田委員。

○吉田良子委員 この母子関係の医療費が、こういうふうに変化すれば兵庫県下で何万人ぐらいの影響が出るというのは、新聞でも発表されておりますので、それは各市町の積み上げで県が発表していると思うんですけども、そこら辺で言えば、南あわじ市で何人ぐらい影響が出るというのはわからないんですかね。今、受けてる人がいると思うんですよ、母子医療。それは、今何人ですか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 少し、母子医療の場合は世帯の変動が激しゅうございますので、少し丸めた数字で言わせていただきますと、全部で低所得者170世帯と、その他の世帯460世帯。現在、母子医療の対象となっておりますのは830名程度だと思っています。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われたのは、所得の低い人で170人で、それ以外の方が460人いらっしゃるということなんですよ。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。低所得者が170世帯、その他の世帯が290世帯で、合計460世帯でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 所得の低い人は同じでするので変わりませんが、その他の人たちにこの影響が及ぶということによろしいのでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい。その他の世帯の方で、ことしの7月に受給対象になる方について影響が出るということでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それが大體、何世帯ぐらいあるかということをお尋ねしていると思うんですけど。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。少し勘違いをしておりました。そのうち、実際には6月に、更新時に所得判定をしてみないとわからないところでございますが、所得が同じであると仮定いたしますと、230世帯が対象外となる予定でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 わかりました。230世帯の人たちが今度、医療費について今までよりも引き上げられるということによろしいのでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい。引き上げられるといいますか、自己負担がふえるということでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、先には老人医療費のこともありますがけれども、これも先日、神戸新聞で新たに70歳になる人が2割に引き上げられるということで、現在の70歳以上の人は1割なんですけれども、それが2割になるということになるわけですがけれども、南あわじ市でその対象人数というのはわかるのでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 新たに今度、65歳になられる方から。申しわけありません、70歳からのことでしょうか。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、ちょっと制度そのものを説明していただいてからにいたしたいと思います。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 老人医療費助成制度でございますが、65歳から69歳までの低所得者に対して、医療を受けた際に支払う自己負担割合を、本来3割であるものを低所得者1については1割、低所得者2については2割負担とし、負担限度額につきましても、外来ですと月8,000円、入院ですと低所得者1で月1万5,000円、低所得者2は月2万4,600円を限度として助成している制度でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、ちょっと本会議でも話が出てたんですけど、その低所得者1と低所得者2の違いというのはどうでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） どちらも市町村民税非課税世帯というのが原則でございます。低所得者1と申しますのは、その市町村民税非課税世帯で、世帯全員が所得なしという条件がございます。低所得者2は、市町村民税非課税世帯で、年金収入を加えた所得が80万円以下となっております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、その今、南あわじ市で低所得者1、低所得者2の世帯というのはわかるんでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 済みません、今、委員がおっしゃられてますのは、その老人医療の対象の世帯のことでよろしいでしょうか。

○吉田良子委員 はい。

○保険課長（川本眞須美） 　　少し古いんですけど、25年10月末現在で、低所得者1の方が179名、低所得者2の方が163名、合計342名でございます。

○印部久信委員長 　　吉田委員。

○吉田良子委員 　　今言われた65歳から69歳の福祉医療費の助成が、まだこれも入院以外で自己負担がふえるというような改正になってるかと思うんですけど、その点どうでしょうか。

○印部久信委員長 　　保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 　　確かに、この改正によりまして、老人医療の対象者の方の自己負担がふえます。ただ、現在、65歳になられている方はこのまま現制度を継続いたします。新たに65歳からなられる方は、今、自己負担が3割でございますので、それが2割になるということでございます。

○印部久信委員長 　　よろしいですか。
ほかに質疑ございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 　　今回、診療報酬の4月1日から消費税の上がるということで改正されると聞いておるんですが、これもほんまに基本的なことをお聞きしたいんですが、初診料というのは普通の病院でどのぐらいとられてるんですか。

○印部久信委員長 　　保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 　　申しわけありません。今、その資料は持ち合わせておりません。

○印部久信委員長 　　阿部委員。

○阿部計一委員 　　診療報酬も上がっていくというて、何か私もよく知らないんですけども、めったに医者に行きませんけども、点数制度になっていて、現状は1点10円というようなことをお聞きしとるんですが、何か項目が5,400点以上あるというようなこと

で、今回の診療報酬の改定でこの1点10円という金額も改正されるんですか。その辺、わかってたら答弁お願いします。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい。1点10円という分の改正はないかと思っております。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そしたら、これはまた後でちょっと調べて、まず一般病院の初診料と歯医者さんの初診料。それと、どっちも再診の場合。これは消費税導入と同時に多少値上げされると思うんですけども。今、それはちょっとわかれへんわね。これ、ちょっと調べておいてください。

○印部久信委員長 このことについては課長、きょう、まだ恐らく昼からもあると思うので、休憩中にちょっとまた調べてもらって、お答えいただけますか。

そしたら、それでよろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 これ、課長にお尋ねしたいんですけど、低所得者1があつて2があつて、179と163で342名というようなことをちょっと先ほどお話があつて、2万4,000円の助成というのやけど、結局、この方々が低所得というたら、家族構成が全部所得ゼロの家庭と、2が年金80万とかというような話をしましたわな。この人らは例えば病院に入院するので、負担というのは何ぼ払いよんの、今。1割払いよんのけ。入院費の何ぼ払いよんのけ。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） その低所得者1の方が入院された場合は、月1万5,000円を限度にお支払いいただきます。低所得者2の方については、現在でしたら入院の場合、2万4,600円を限度にお支払いをいただきます。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長　　この限度というのがようわからんのやけんど。例えば、患者が病院で3万円払うたら1万5,000円払うたるとい話なんけ。1万5,000円を限度、2万4,600円を限度にというのは。これがちょっと、僕もよう理解できらんのやけんど。

○印部久信委員長　　保険課長。

○保険課長（川本眞須美）　　3万円かかる場合は、委員おっしゃられたように1万5,000円をお支払いいただく、5万円かかっても1万5,000円お支払いいただくということでございます。

○谷口博文副委員長　　そうか。低所得者でも医療費を払いよるのか。わかりました。

○印部久信委員長　　よろしいですか。
ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長　　質疑がないようですので、質疑を終結します。
これより、委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長　　意見がないようですので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第28号、南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○印部久信委員長 挙手多数であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

⑤ 議案第29号 南あわじ市温浴施設条例の一部を改正する条例制定について

○印部久信委員長 次に、議案第29号、南あわじ市温浴施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

木場委員。

○木場 徹委員 この中で、今回、さんゆ〜館に老人・障がいの減免というんですか、そういう制度があるんですが、できたんですが、ゆとりっく、ゆーぷるについてはそういう老人とか障がいの方の優遇というのはいないんですか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） さんゆ〜館だけの制度ということになっております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、ゆとりっくとかゆーぷるについては、なぜ考えないんですか。これは担当課、また別かもしれませんが。商工観光課かもしれませんが。お願いします。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 私どものこのゆとりっくの施設でございますが、ゆとりっくにつきましては、温浴施設と、それと温水プール、二つの複合施設で運営しております。それで、会員制度ということをとっておるような現状でございますが、今のところ、老人とか障がい者の優遇的なものはございません。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 いや、会員制度でなしに、この当日だけ入るお客さんもおると思うん

ですけど。一緒やと思いますけどね。一般の人からいうたら、さんゆ〜館もゆとりつくもゆ一ふるも同じような印象というんか、考えでおると思うんですけども。ふろはふるやと思いますけど。なぜ考えないんですか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） おっしゃるように、同じような施設があるということで、現在のところはないんですが、今後、検討していくべき問題ではないかというふうに考えます。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今後、検討するということは、あとの二つの施設についても老人・障がい者のこういう減免ということを考えていくということによろしいんですか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そのように検討はさせていただくようにいたします。

○印部久信委員長 木場委員、その答弁でよろしいですか。
木場委員。

○木場 徹委員 これ、市内の人やったら、三原のさんゆ〜館だけこういう制度ができて、あとの2施設についてはできないということは、何か不公平感があると思いますよ。ですから、やるときは一緒に、3施設一緒に横の連絡をとってもらうほうがええと思いますけど、どうですか。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 施設が三つあるわけで、もう御存じのように、旧町からずっとこれが続いてきてるわけです。やっぱり、できた経緯もいろいろありますし、目的も違うわけですので、我々としましては、何とかこの三つを一つのグループにはできないかなというようなことも検討を今後、していかなければいけないなというふうにも思っておるところでございますので、そういう中でそういうものも検討を加えていきたいと。やはり、それなりのつくり上げてこられた歴史・伝統もあって、利用者の皆さん方も当然あるわけ

でございますので、そこらあたりをどういうふうに我々としては判断していくのかということも踏まえて、今後、検討したいなどは思っております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、何遍も言うてますけど、市内の、市民の方やったら、副市長、同じ施設やと思うてます。ですから、できたら先ほど言うたように、3施設一緒にこういう制度を、新たにつくるのであれば同じような平等性を私はお願いしたいと思います。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 今、公の施設の整備検討委員会というのがありまして、そちらのほうでも、どういう形で料金体制を整備していくのかということで、そこで議論等していきたいと考えております。

○印部久信委員長 よろしいですか。

そしたら、ほかに。

原口委員。

○原口育大委員 資料の制定要旨の中の説明を見てますと、「それぞれの施設の実情に合わせ、利用者の利便性の向上を図るため所要の改正を行う」となっておりますけども、まず、それぞれの施設の実情というのはどういうふうに把握されておるわけですか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 先ほど、副市長さんから説明のありましたとおり、それぞれの生い立ちがありまして、その実情を踏まえた形で、今の条例ですと大人800円以内、子供400円以内というような形になっておりますが、今の、現在の利用料金を明記すると、今回の条例改正はそういう意味で提案させていただいております。

○印部久信委員長 ちょっと、執行部の担当職員は、「副市長さん」やというような呼び方はせんといってください。

原口委員。

○原口育大委員 そしたら、利用者の利便性の向上を図るためとなっております部分は、ど

こがどのようにこの条例改正で利便性の向上が図られたのかを、それぞれの施設でちょっと説明いただけますか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） まず、ゆとりっくの施設でございますが、利便性と申す前に、先ほど健康課長も説明したように、今回の条例改正は料金が800円以内とか、そういった表現でございましたので、このたびは現在の、現状に応じた料金に設定したということでございます。

○印部久信委員長 原口委員、よろしいですか。

○原口育大委員 それぞれの施設、そういうことですか。

○印部久信委員長 まだ質疑ですか。
原口委員。

○原口育大委員 いやいや、今の説明、ゆとりっくについて説明いただいたんですけど、あとの2施設もそういう内容ですか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） この改正につきましては、今も、現在の利用料を明記するという形で、透明性を図るという意味で条例改正を提案させていただいております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 余り、利便性の向上というのにはつながっていないような気がするんですけども。

そしたら、今までですと、「以内で市長の定める額」というのが、こういうふうに明記されたということは、以降、当然のことなんですけど、これが変わる場合は全部議会で承認が要るということですね。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 条例で明記するという事ですので、そのとおりでございます。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 当日であれば600円ですけども、以前も1回、ゆーぷるのことでお聞きしたと思うんですけども、600円で10枚買うたら5,400円ですか、それだけ割引があるわけですが、10部で100枚というような感覚で買われる方がかなりおられるわけですね。

それで、以前に言ったときに、もう10日ぐらい過ぎとったらそれはもう時効やということで、そんな固まりで買ったものを、もうちょっと何とかならんかというようなことで質問したことがあるんですが。時効やという言い方はどうかと思うけども、その後、ゆーぷるについてはどのようなお話をさせていただきましたか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） そういう質問がありましたので、今の指定管理業者のほうへお願いいたしまして、企業努力ということで、若干、期限を延長させていただいております。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 若干というふうな、かなり幅があると思うのやけども、かなり100枚というようなことだと、5万4,000円ぐらいになるのかな。それだけの金額を出しても買われる方はかなりおるのよな。それで、若干というのは大体、若干やというのはちょっと解釈がでけへんのやけど。企業努力というのは、その辺、もう一つはっきりとした回答ができないんですか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 1年前の質問でありましたが、そのときはちょうど指定管理業者の公募という形で、2月末でこの会員券の有効期限を切っておりました。通常ですと1年間使えるような形にしておりましたが、さらに1年プラス、二カ月延長していただいたと思います。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そやから、私も質問しよるのは、もう1年たつとるから、どんなふうな企業努力でどんな改革をされたかということをお聞きしとるんやな。現実にそういう、100枚単位で買われる方、阿万でもかなりおられます。ゆーぷるは非常に湯の質もいいというようなことで、あそこはたしか黒字で、運営面ではそういう形で行ってると思うんですよ。それで、その辺を、課長、100万単位で買うということは、これは必ずふろに入るということやからね。そんな、余分に買うてどうこうするんでないんで。その辺を最長、今の話やったら1年やったものが2年ぐらいになったみたいに聞いたんやけども、そういう解釈でよろしいですか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、条例ではこういう形で金額も決めてるし、期間につきましては1年ということで聞いておりますが、企業努力という形ではお願いはしておりますので、かといって2年も使えるような形はちょっと無理かと思いますが、数カ月なり、お願いはしていきたいと思えます。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 その辺をはっきり。1年やったら1年というんやったら、もう今度から買わへんがな。そやから、そうやったら3カ月、4カ月、6カ月ぐらいまではみましようというんか、1年延長するんか。その辺を課長、はっきり線引きしていただいてしてもらわんと、若干やいうような、企業側の気分によってそれが、時効が延びたり、そんなふうなことをやられたら、これは固まりで買う人にとっては、恐らくそんなのはもう、1年限りやったら買いませんわ、はっきり言うて。ということは、ふろに入る人がそれだけ少なくなるということや。

そやから、その辺を100万単位で買ってくれた人には、例えば何カ月は延長を認めますとか、その辺を課長、どうですか。はっきりとゆーぷる側と。そんな話、できると思うんですよ。それで、いやいや、1年したらほんで終わりというんだったらそれでええし。やっぱり利用している人は、その辺の、緩やかになったとか若干やいうことではわからんので、その辺、どうですか。はっきりとこれから、日にちもあるしね。26年度から時効というか、1年無理やったら半年ぐらいいけるとか、3カ月いけるとか、もうだめですとか。その辺、できると思うんですが、どうですか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 指定管理業者とまた相談していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 その返事はいついただけますか。これはもう、いつも買いよる人は、私が知ってるのは20人ぐらいおるねん、阿万で。それで聞きよるねん。そんな話、すぐできるでしょう。行って、あかんならあかんと言うてもろうたら、私ははっきり言うときますから。ほんならもう、誰も買わへんわ、こんなもの。企業側の気分に応じて、2日や3日やったらいけるとか、そんなになったら固まりで買われへんのやからな。そのぐらい答弁できませんか、部長。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） この件につきましては、昨年の議会で阿部議員さんより質問があった件でございます。当時、いろいろ業者と御相談をさせていただきますというようなお話であったかと思っておりますけども、今、課長が言いましたように、基本的にこの回数券は、やはりその年度末の3月31日が期限であることは、誰しも認識していただいておりますし、当然、業者もそのつもりでやはり、運営上のいろいろな考えもあると思っております。ですけれども、やはり使い残しといたしますか、そういう人も多いという中で、課長が言いましたように、業者にある程度の余裕を考えてもらえないかというようなことで、若干という言葉の表現はやはりちょっと理解しがたいものがあると思っておりますので、その辺、具体的な可能な延長期間を、業者といま一度、相談をしてみたいと思っております。

基本的には、当然、売るときにこれは3月いっぱいまでやけども、2カ月、例えば使えますよと、そういうことを言うのもどうかなとも思うんですけども。そういう使い残しのある方が多いという状況であれば、今言いましたように、ある程度、期間を業者と一遍相談させてください。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私もこれ、難しい質問してないと思うんよな。そういう、忘れとったからというようなことが多いから、1年前にそういうことを言うて、善処するということで。何か、ある程度余裕を持って、そのまま入れてくれたというような話も聞いてます。

しかし、やはりこれ、26年度から、今度購入するにつけて、何ぼにせえやとは私は言いよるのと違うのやからな。そうやって、業者が、いやいや、それはもう1年やいうたら1年で、はっきりしますと。しかし、1カ月でも2カ月でも、例えば半年でも、そういう何があるのであれば、それは部長とのやりとりの中で、はっきりと決めてほしいということ。購入するほうも、そうでしょう。ここまで言って、はっきり言うと、あっちも善処してくれたものを、今度、もっと延ばしてくれと、そんなことは通らんとするんよな。その辺をはっきりと。そんな、簡単なことや思うのやけん、部長、どない思うの。

あっちの言うとおりの、いやいや、こない言いよるけど、1年したらもう終わりやと。けど、部長がそない言うんやったら1カ月か2カ月ぐらいまでは延長しましょうというような話は。いや、延長しませんやったらそれでよろしいがな。買うほうはその覚悟で買うたらええんであつてな。その辺、そんな話、できんことないと思う。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 皆さん方の御意見を我々も、アクアプロとお話をしたいと思っております。そういうまた結果につきましては御報告をさせていただきたいと思っております。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 早急にそういう話を。何も無理言いよれへんので。あかんもんはあかんと、ここまで言うて1年というたら、これはもうしゃあないでか。嫌やったら、買わへんだけの話やよって。その点、どないぞ、今月中に回答をいただけるように、ひとつお願いします。

これで終わります。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 実は、この話なんです、たまたまきのう、私、さんゆ〜館へ常時行っている人にお会いしまして、実は、100枚つづりのチケットを見せていただいたんです。4月から買った場合は消費税が上がるので、今買うたら、100枚つづりを2割減の8,000円で売っておるといようなことを言うてました。これ、今買うても印部さん、来年度も有効なんやといようなことをきのう、ちょうどチケットも見せてもらうたんです。さんゆ〜館の入った何か写真が、そのチケットの横に写ったと思うんですがね。

そういうことなんで、一遍これ、部長、今、暫時休憩しますので、一遍確認してください。そうでないと、阿部委員がそんなことまで言いよるのに、現実にもうそういうことで100枚つづりがきのう、買われておるということも見てますのでね。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時08分)

(再開 午前11時16分)

○印部久信委員長 再開します。

先ほどの部長の答弁からお願いします。

調べてくれましたか。

健康課長。

○健康課長（小西正文） さんゆ〜館のほうへお聞きしたところ、今現在は100枚なり50枚買った場合は、1枚80円で販売しておりますが、4月からは1枚100円でお願ひしたいということでございます。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 ということは、そのチケットは4月以降も有効でしょう。

○谷口博文副委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 条例で決めているのは、あくまでも使用料でございます。いつからいつまでの期間とかは決めておりませんので、それはまた指定管理者と協議していきたいと思います。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 そしたら、きのう、たまたま偶然、買った人が、今から決めていきたいということは、きのう100枚も買った人は、それは都合で無効になるということがあり得るんですか。

○谷口博文副委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） それは利用券に有効期限を入れて販売するということでは
おまして、最初といいますか、指定管理業者との間では1年ということで決めておりま
す。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 そういう理由はともかく、昨日100枚買ったチケットは有効に使
えるということでしょうかということをお聞きしとるんです。

○谷口博文副委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） はい。有効に使えるということでございます。

○印部久信委員長 私は終わります。
ほかに。
原口委員。

○原口育大委員 私、余り利用せえへんで、ようわからんで教えてほしいんですけ
ど、この条例で今回、前の条例は「以内」というのが入ってたのが、今回、「以内」をと
っておるといことは、この金額は、先ほど確認しましたけど、変えるときは当然、議会
の議決が要ると。この600円なら600円と決められている使用料よりも安く販売する
ことは、指定管理を受けている業者の裁量でできるということではないんですよね。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） この「以内」であれば裁量でいけるということでございます。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたらもう1点、指定管理にして、市との契約が複数年に今なつと
ると思うんですけども、そしたらやっぱり、利便性を考えたら、買った日から1年とかい
うふうにしないと。今、そういうふうにしとるんかどうかというのを、ほんならちょっと
聞きたいと思います。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 利用券につきましては、購入した日から1年としていると聞いております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、その回数券も同じですよ。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 回数券につきましては、一応、3月末で切っているかと思えます。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 これも指定管理者の努力やと思うんですけども、当然、今度指定管理が切りかわりになるときに業者がかわる可能性があれば、それはもうそのときはきちっと精算せないかと思うんですけど、仮に向こう3年間、指定管理を受けたのであれば、その受けたものの営業努力の中で、買っていただいた回数券はその3年なら3年というか、期限なしで指定管理が終了するまでの間、有効というふうにされても、私は別に構わないと思うんですけど。もし、そういうふうに事業者が考えたら、それは可能ですか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 条例ではそこまではうたっておりませんが、これは双方の合意によって可能だと思います。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 ぜひ、当然かわるときは、それは周知をして、もしかしたら期限がいつまでですよというのは、また利用者にもいろいろお伝えして、促すようなことも必要になると思うんですけども、やっぱりできたら、一つの期間として指定管理でお任せするんやから、企業努力がしやすいように、そこら辺は話し合いですけども、使いやすい方向に変えてあげるのが、業者にとっても助かると思いますので、そのようにぜひ検討の中でお

願いたいと思います。

終わります。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） それでは、そのような形で行けるかどうか、指定管理業者と相談等していきたいと思います。

○印部久信委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 年会費の関係についてお尋ねいたしますが、先ほど、さんゆ〜館は申し込みした日から1年間という話でありましたけれども、ゆとりっくについても同じような状況になってるのでしょうか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 同じ条件でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、先ほど、さんゆ〜館については年会員さんについては大人2万5,000円で1回につき100円というようになってますけれども、先ほど言われたように、現実は今、3月31日までは80円の回数券ということになってます。今言われた消費税の関係で、このように値上げというようなことに今、なってるのでしょうか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 条例で規定しておりますのは、使用料という形で明記させていただくということでございますので、あとは企業努力等の範疇に入ってくるかと思えます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたらこれ、既にさんゆ〜館ではそういうふうに4月から100円

になりますよということになってますけど、先ほどからあった答弁のように、使用者の努力範囲でこれはまた1回80円になる可能性もあるということですのでよろしいのでしょうか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） これについては、何回も言いますが、条例で100円というのも決めさせていただいていますので、あとは企業努力での範疇ですので、また相談等、協議をしていきたいと思えます。

○印部久信委員長 よろしいですか。
ほかに。
阿部委員。

○阿部計一委員 健康福祉部長に再度ちょっと質問したいのやけど、しつこうに言いよったということは、阿万の辺のそういう零細企業の中で、ゆーふるが温泉がええということで、福利厚生に使いよるわけよ。そやから、100枚買うたら5万4,000円。そういうようなことで、結局、従業員にそれを福利厚生として渡しておるといようなことやから、自分1人やったら100枚も、そりゃ買わへん。
そういうことなんで、再度ですけど、そういう理由でそういう期間というものをはっきりしてほしいということですので、部長、もう一回答弁をお願いします。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 先ほども申しましたように、いま一度、業者とそういうことの話をお急ぎにしたいと思えます。

○印部久信委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 それと、さんゆ〜館の利用者のこともあるんですけど、いいでしょうか。このように、条例で今回、明記されたわけですが、それ以前からこういう形をとってました。大人で年間券が引き上げられたときに、いろいろ要望も会員さんの中でしていたわけですが、今、現状を聞きますと、時間帯にもよると思えますけど、利用者がかなり減ってるという話があるんですけど、その点いかがでしょうか。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） さんゆ〜館の会員数につきましては、先月末でございますが、527名となっております、24年度の会員数が552名ですので、若干、19名ほど少なくなっている程度となっております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 再度確認しますが、年会費が上がるというか、改正前と改正後では19名の。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 29人の減少でございます。それで、ことしについては、年度途中からの会員もオーケーにしております。12分の数カ月という形での会員もオーケーとしております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど言ったように、時間帯によっては違うと思うんですけど、何か減ったというような印象を会員さんの中で持たれているようなんですけど、現実には数字的にはそう多く減ってないということで、了解しております。

先ほど言った、1回100円については、ぜひ業者と交渉をお願いしたいと思います。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） それでは、早急に業者と協議していきたいと思います。

○印部久信委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第29号、南あわじ市温浴施設条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○印部久信委員長 挙手多数であります。
よって、議案第29号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑥ 議案第30号 南あわじ市教育振興基本計画策定委員会条例制定について

○印部久信委員長 次に、議案第30号、南あわじ市教育振興基本計画策定委員会条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 これは、南あわじ市の今後の教育のあり方を検討する基本計画を立てるための策定委員会をつくるということですが、組織としては委員15人以内というふうに書かれて、学識経験者、学校教育、社会教育というふうに、そして、その他ということになってますけれども、これも公募ということはされるのでしょうか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長(安田保富) 市の附属機関の委員の公募に関する要領には、「公募により選出する委員の比率は10%以上とするよう努めるものとする」と定められておりますので、それに従いまして、15名のうち2名程度を公募にする予定でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そのいわゆる学識経験のある方ということで、これまでも予算委員会で、いわゆる充て職的な方のあり方についてかなり議論があったわけですが、この点の考え方はどうなんでしょうか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 大学関係の方、また高校関係の方、そういった方の委員への登用というか任用を考えております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、いわゆる充て職的な方はこの中に入らないというふう理解してよろしいんでしょうか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 学校教育関係、社会教育関係におきましては、いろんな団体の代表の方等も想定をしております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、具体的にどういう立場の方なんでしょうか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 学校教育関係では、やはり小中学校の代表、幼稚園の代表、また、保護者の代表の方。社会教育関係では、人県教育の関係、それからスポーツ推進の関係、公民館等の関係、社会青少年育成の関係、文化団体等の関係、そういう関係の方を考えております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、幼稚園の関係というのは具体的にどういう方を考えられているのでしょうか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 幼稚園の関係では、幼稚園長の代表であったり、幼稚園のPTAの代表の方を考えております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 南あわじ市で幼稚園の代表ということになれば、私立もあるわけですが、そこら辺はどういうふうな考え方なのでしょうか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 含めて検討したいと思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これはやはり、以前も予算委員会の中でも申し上げましたけども、学校の再編計画の中で、幼稚園のあり方というのが保護者の立場とかなりずれたような答申になったかというふうに思いますけれども、そこら辺では意見を十分反映できるような仕組みづくりが必要だと思いますが、その点、どう考えているのでしょうか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 当然、途中でそういう意見を聴取するような仕組みを考えたいと思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 具体的にはどういう取り組みなのでしょうか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 当然、パブリックコメントというような形であったり、私たちが出向いてそういう意見聴取の会をするというような形であったり、そういうことが考えられると思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われた意見聴取の会というのは、そういう幅広い市民を対象に、市内で何か所かするというようなことなんでしょうか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） その辺の具体的なところにつきましては、まだこれからの検討課題ということになっておりますので、幅広く意見聴取ができるような仕組みをつくりたいと考えております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ぜひ、南あわじ市の教育の将来を考える姿の計画になると思うので、市民や保護者からかけ離れた内容にならないように、十分いろんな、先ほど言われたような出向くということが一番の声を聞く機会やと思いますし、また、アンケートというようなやり方もあると思うので、ぜひそこら辺は努力していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 先ほど申し上げたとおり、意見を幅広くできるだけ聴取できるようなことを、今後検討していきたいと考えております。

○印部久信委員長 よろしいですか。
ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第30号、南あわじ市教育振興基本計画策定委員会条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○印部久信委員長 挙手多数であります。
よって、議案第30号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

⑦ 議案第31号 南あわじ市温水プール条例の一部を改正する条例制定について

○印部久信委員長 次に、議案第31号、南あわじ市温水プール条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

木場委員。

○木場 徹委員 二、三点お尋ねします。

今回、改正の案が、条例が出ておるんですが、まず、この中で、備考の項目について、1点目で、ゆとりっくのクラブハウスの小人とは、3歳から小学生までの者に何がしと、無料とするというようなこと、それから、次に2として、サンプルのほうは3歳から中学生までとし、3歳未満は無料とすると。同じプールでありながら、先ほどの件も同じですが、ここでもゆとりっくは小人とは小学生まで、サンプルについては中学生までを小人とするというような差が出ております。

特にゆとりっくのプールについては、御存じのとおり、できた時点から中学校に、実は旧西淡町にはプールがありません。ですからその代替として、中学生の学校の代替としてここを使うというようなことで、一つはそういう項目もあったんですが、まず、この差に

ついて、なぜこのようになったのか、説明をお願いします。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） まず、南あわじ市温水プール条例なんですけども、これは二つの施設、ゆとりっくと、それからサンプルの二つの施設があるわけなんですけども、それぞれ設立当初、一つは、例えばゆとりっくの場合は、第三セクターによる設立で運営がなされてきました。もう一つのほうは、公営で旧三原町が直営でなされてきたというところがありまして、まず、考えられることは、サンプルにつきましては、三原中学校なりの水泳部等が利用しやすいように、中学の常時使うということで、こういう形で子供の料金の扱いになってきたというふうに考えられます。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 何でこのたび、こういうはっきりと、誰にでもわかるように備考で、ゆとりっくは小学生までと、そのことを聞いておるんです。それで、サンプルは中学生までと。市内の子に、小人で、小学校と中学校と、この差はどうしてできたんですかということ聞いておるわけですか。これを説明してください。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 実は、この条例の改正に伴いましては、中の料金もそうなんですけども、例えば、両施設の共通団体とかいろいろあるんですけども、当初、この19年の6月25日に温水プール条例を制定したときには、それぞれの共通点だけを出して、条例を制定をしておりました。現実、運用はそれぞれの指定管理者がやっているんですけども、中身が違うことがわかってきましたので、それをきっちり明文化して透明化しようということで、こういうふうにかかせていただきました。

ただ、先ほども言いましたとおり、小学生と中学生の違いにつきましては、設立当初からそういう形になっておりましたので、このまま今の運用、要するに指定管理をしますので、平成30年までの指定管理期間ですので、それまでの間、このままでということで上程させていただいております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 私は、反対やったら何も文句は言わんのです。ゆとりっくが中学生ま

で、サンプルは三原中学校とかあるから、こういうことで小人は小学生までということであれば納得するんですけど。考え方が反対やと思います。ないところに何か、小学生までで切って、それで、あるところは小人が中学校までと。こんな考え方、おかしいと思うんです。そない思いませんか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 委員おっしゃることは、もう当然だと思います。先ほど言いますとおり、指定管理の段階ではこの条件で出しておりますので、指定管理者が納得するようなことであれば、改定をしていきたいというふうには感じております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 このことについて、それなら指定管理者と話し合いは持ったんですか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） サンプルにつきましては、エヌ・エス・アイで、教育委員会のほうで指定管理のほうになるんですけども、ゆとりっくクラブハウス、ゆとりっくにつきましては、プールとおふろのほう、温浴施設とセットで指定管理をしておりますので、その部分については、詳細については、多分、打ち合わせができていなかったと思います。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、今からやるんですか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 先ほど言いましたとおり、指定管理をこの条件でしておりますので、指定管理上、何も問題がなければ考えていきたいというふうには思います。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ですから、やるんですか、やらないんですかと聞いておるんです。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 大変申しわけございません。指定管理の方法で
そういう変更ができるのかどうか、その辺について私はわかりませんので、指定管理をし
て、主にやっていただいております市長公室の担当部局と相談しながら進めてまいりたいとい
うふうに思います。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 わからん言いよるんやけど、これ、どないしたらよろしいですか。

○印部久信委員長 暫時休憩します。

（休憩 午前 1 1 時 4 3 分）

（再開 午後 0 時 5 5 分）

○印部久信委員長 再開します。

矢谷副市長が公務のため、昼から欠席ということであります。

先ほどの件なんですけど、木場委員より再度、質問をお願いします。

木場委員。

○木場 徹委員 備考の項目でお尋ねします。

ゆとりっくでは小人ということで小学生まで、サンプルでは小人ということで中学校
までありますが、この点について、なぜこのような違いが出たんですか。お願いします。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） まず、ゆとりっくのクラブハウスのことについてでござ
いますが、今回の条例改正は、現在の実情に合うたものにして透明化するという監査委員
からの指摘もございまして、上げたものでございます。これにつきましては、ゆとりっく
につきましては、過去というか、今までは中学生を大人という扱いでしておりました。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それやったら、このまま、今の現状を備考に明記したということで。
ただ、先ほども言ったとおり、ここは旧町時代から西淡中学校、旧の御原中学校にはプールがないということで、中学校のプールのかわり、代替ということでここを利用するというので、低価な利用料、また、無料ということで、たしか創設というか、設立当時はそういう方針で設置したと思うんですが、その辺についてお願いします。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 現在の指定管理者からの指定管理する時点にも、提案ということで指定管理者から上がってきた計画がございます。それは、先ほど木場委員もおっしゃったように、西淡地区には中学校のプールがないというようなことで、もし、中学校が体育の授業等で使用する場合は提供するというふうな計画が、現在の指定管理者にも考えがあるということで上がっております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、今、中学校では体育の時間等でプールをどのぐらい利用しておりますか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 現在、中学校のほうは、水泳の授業につきましては、水泳の授業は行っておりません。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 やってないんですか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 水泳の授業は行っておりません。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 学校のプールって、何のためにつくってるんですか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 学習指導要領の中に、中学校につきましては水泳も含まれておりますが、指導の中でその部分、運用の中で、適切な水泳場の確保ができない場合は取り扱わなくてもよいという規定がございまして、学校に水泳場がないということで、そういう特例が認められておるところでございます。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、プールのある中学校ではどのぐらいやっていますか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） おおむね、どの学年も3時間から5時間程度、行っておると思います。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、言いよったとおり、3時間から5時間、中学校の場合は授業しとると思うんですけども、それが西淡中学校、旧の御中からの生徒さんについてはできないということで、設立当時からそういう格好でここを使って、まだ中学校から送迎しとったように聞いておるんですが、いつごろからなくなったんですか。そういう、ゆとりっくへのプールについて出張授業といいますか、それ、やとったと思うんですけども。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） ちょっと私のほう、合併してからはないと思うんですが、それ以上のことはちょっとわかりませんので、また調べてお答えさせていただきます。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、調べて持って帰ります。

○印部久信委員長 ということは、木場委員は調べてから、その答えを聞いてから次へ進めたいということですか。

暫時休憩します。調べてください。

(休憩 午後 1時03分)

(再開 午後 1時07分)

○印部久信委員長 それでは、再開します。
学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 今、ゆとりっく、それから学校のほうに問い合わせましたけど、ちょっと、どちらのほうも何年までしていたとかいうのがわからないということですので、申しわけございませんが、現在のところ、わかっておりません。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、先ほども言ったとおり、旧西淡町では設立当時、学校からゆとりっくまで送迎をしながら授業をしたと、そういう記憶で私も覚えております。間違いありません。ですから、この備考にある、そういう位置づけですので、1のこのゆとりっくにおける小人とは、小学生までというのはとても賛同できませんので、その辺、よろしく配慮をお願いいたします。

○印部久信委員長 よろしいですか。
吉田委員。

○吉田良子委員 現行の条例では、さっき言うた備考欄では「小人とは3歳から中学生の者とし」というふうに書いてあります。これは、いわゆるどちらも、温水プールの関係でいえばどちらもそういうふうになってたというふうに理解するんですけど。現状は今、どうなってるんでしょうか。

○印部久信委員長 答弁。暫時休憩しましょうか。
生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） サンプルにつきましては、中学生までが小人というふうな分類にしております。備考どおりでございます。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ゆとりっくにつきましては、小学生までが子供という現行で行ってございました。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 済みません、もう一度答弁をお願いします。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 現行という時点では、子供扱いは小学生までということで行ってございました。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、この条例はそもそも、ここが間違うとったということになるんですか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） はい。今まで行ってございました現行とは違っておったということになります。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ゆとりっくに指定管理するときは、この条例に沿って料金も集める、指定管理料を幾らにするというようなことで指定管理料を決められていたと思うんですけど、この条例と違った形で運用されている中で指定管理料を決めるというのは、またおかしい話だったと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○印部久信委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 1時10分)

(再開 午後 1時14分)

○印部久信委員長 再開します。
産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） この子供料金のことでございますが、今回、条例を上げるにつきまして、現場を十分確認したところ、小学生まで子供扱いというようなことが判明いたしました。これにつきましては、私どもの部署のほうのまことに確認不足でございました。本当に申しわけございませんでした。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ゆとりっくに関する指定管理基本協定書というのがあります。市とゆとりっくとの関係の。その中の23条で、利用料金、収入の取り扱い、また、24条で利用料金の決定というのがあります。それは、温浴施設条例に基づいてこういうふうにしますよと、条例に基づいて料金設定を決めますよという基本協定書があるんですけども、それとはまた違う形で運用されておったということになると思うんですけど。いわゆる条例違反でこの指定管理料も決まるし、基本協定書もまた違った形で運用されておったというようなことになってると思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○印部久信委員長 答弁を。
暫時休憩します。

(休憩 午後 1時15分)

(再開 午後 1時16分)

○印部久信委員長 再開します。
産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 先ほどと似たようなことになるんですけども、今回、この条例改正に当たりまして、現場を十分確認したところ、この基本協定書に従っている

んなことを取り決めてやっておったと思っておったんですが、今回、確認したところ、現場ではちょっと違うとったということで、先ほども申しましたが、我々の、これは確認不足だったというところでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 このときは、多分、プロポーザルをしながら相手からの意見聴取もして、この決定になったと思うんですけど、そこら辺の指定管理をするときに、業者を呼んで話を聞くというときには、副市長がその代表だったかと思いますが、そこら辺の確認はできてなかったんですか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 料金は先ほどの条例に基づいてやるということが大原則ですので、我々からあえてその範囲でやるんですか、どうするんですかというような、聞くという行為まではいたしておりません。私どもは、条例に基づいて指定管理をするわけですから、その部分の中でやっていただいておりますが、これは至極当然の話なので、今回のように少し運用が違うという形になれば、我々としては遺憾なことやというふうには思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 運用が違うというよりも、この条例に書いてある、今までの現行のことが実際とは違っった、運用の問題でないと思いますけど。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 結果的には運用が条例と違っていたということだと思うので。ただ、我々としても条例で上限は決めますけど、下限については企業努力ということであったわけでございますので、どう勘違いをしたのか、運業者についてはその上限を守らずにやっていたということでございます。これはいつごろからやっておったとかということも、我々のほうでは確認はしてないようでございますので、業者とよく話をして、いつからそういう条例に基づかないような運用をやっていたかということもよく調べて、もし、長期間に及ぶということであれば、今後、我々としては返還を求めるとか、できるだけその方々の部分の料金を安く、もっと安くするとかいうようなことは、少し考えさせていた

だいて。

今のところ、まだ、いつからこういう状況になっているということは確認してませんので、やっぱり相手もある話ですので、相手とよく話をして、できるだけ利用者の皆さん方が不利にならないような形では決着をつけなければいけないなど、私は思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 私は、運用というよりも、条例でこういうふうにならなくて、当然、中学生まで西淡のほうも子供という取り扱いをすべきであって、基本協定書にもそのことをうたっているのにもかかわらず、そういうふうにしたのは、運用というよりも市もそこまできっちりできてなかった。運営会社の責任もあるかもしれませんが、本来は市の責任というのが一番大きいと思いますが、いかがですか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） そう言われれば、我々も確認不足ということはあろうかと思えます。ただ、指定管理をしている業者については、我々としてはフォローアップも1年間に1回はやってるわけなんですけど、こちらのほうから指定管理料を支払っておるわけですので、その間、多分、4回かに分けて指定管理料を支払っておるわけですので、そういう点では、そういう機会に確認する必要があったのではなかったかなというふうに思いますので、今後は、運営状況全般にわたって確認した上で指定管理料を支払うというようなことを、特段、指示したいと思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 年4回支払うときに、相手から、指定管理全体の話ですけれども、全部それぞれ担当課が中へ入って、帳面の精査なんかしてるんですか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 帳面の中身まではしてないと思います。やはり、こちらのほうから求めるものはそこまではいっておりませんので、運営状況だとか、利用客数だとか、そういうものにとどまっておったと思います。我々としては、あくまでも条例の範囲の中で運営しているということは頭に入ってるわけですので、それを逸脱しているというのは、あえてそこまで相手業者を疑ってかかるということではなかったもので、こういう結果になっ

たとは思いますが、今後は、幾ら信用できる業者といえども、そこまできっちりと確認はするように指導したいと思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 指定管理業者が全て信用できるかということであれば、前に予算委員会でもいろいろありましたけれども、選んだからには、その人たちが健全にやってくれるという保証はないわけであって、これまでも、そしたら、ゆとりっくについて何回ぐらい調査、お金を渡すときの調査ができてたんでしょうか。それは課長にお伺いいたします。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この指定管理料につきましては、先ほど副市長も答弁したとおり、年4回に分けて支払いをしております。この支払いをする前に、利用状況であるとか料金の収納状況等の提出を求め、それを審査してから支払いするというふうに行っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そのときには、そういう条例と現状が違うという認識は、そのとき気がつかなかったということで、現在に至っているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） はい。そこの内容まではできてなかったというふうに思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 もう指定管理については、これまでも何回となくいろんな意見が出ましたから、こういうふうな間違えている条例の提案そのものは、もう一度やり直すべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） その辺の条例につきましては、きちっと精査し、整理していくべきというふうに考えます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言っている趣旨と答えが違うと思うんですけど。一度取り下げるということはできないのかということをお聞きしてるんですけど。

○印部久信委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 先ほどから御指摘を受けておるところでございますが、重々、我々も反省させていただいて、今後、こういったことのないように取り組ませていただきますので、今回は何とか、御審議を願えたらと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 もうそれは、テープでも残り、会議録でも残りますので、本当に重々してくれるのかどうか、これまでの経緯を見れば、ちょっと疑わしい部分もあるんですけど、本当に大丈夫なんでしょうか。

○印部久信委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 当然、議会のことにつきましては、ここだけのことでないのは十分自覚してございます。ここで、委員の皆様方にこういった気持ちを伝えさせていただいて、何とかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 教育委員会にお尋ねします。今の課長の、先ほどの中学校の体育の水泳の授業なんですけども、やってないということで、このまま放っておくんですか。もう西淡だけ、おまえら勝手に泳げと、授業では水泳はタッチしないと、そういう方針なんですか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 教育課程の編成につきましては、学校長の責任でやっていただいております。ただ、水泳の授業につきまして、可能な限り実施できることが望ましいと思っておりますので、こちらのほうからも指導したいというように思います。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 指導するというて、プールないのにどないして指導するのか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 当然、ゆとりっく等の施設の活用ということになるかと思えます。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、もう一遍、設立当時のそういう学校からゆとりっくに出張といいますか、生徒さんを移動して、そこで授業をするという格好をとるんですか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 学校のほうの教育課程の実施状況等も見まして、授業時数の確保ができるのかどうか、そういうところも校長と協議した上で進めていきたいというふうに思います。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ほかの中学校ができて、何で西淡だけでけへんの。校長と何か協議するとかなんとか言いよるけど、当然、ほかの中学校でできることは、西淡中学校でもできるのと違うか。その辺、お願いします。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 他の中学校は自校にプールがございますので、これはも

う当然できるということでございますが、移動の時間もかかりますので、その辺の時間、2時間授業するにしても、移動にまた2時間かかるということで、その授業時数の確保等とのかかわりで、協議させていただくということで、できるだけ水泳ができるのが望ましいと思いますので、学校のほうと協議したいと思います。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 移動に時間がかかるんやったら、プールを新設したらどないですか。

○印部久信委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） ただいまのところ、新設のプールの計画はございませんので、御理解いただきたいと思います。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、御苦労やけども、やっぱり出張して、全員、西淡中学校の生徒さんにも水泳の指導を、プールをつくってもええし、ゆとりっく行ってもええし、そういう何かの格好で、水泳の授業を中学校でお願いしたいということをお願いしたいんです。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 先ほどから申し上げておりますように、水泳の授業ができることが望ましいと思いますので、校長と協議して、そういう方向で進めてまいりたいというふうに思います。

○印部久信委員長 よろしいですか。

委員長のほうから執行部に要望したいと思います。

先ほど、副市長がいつからこういうような料金体系で、誤った料金体系であったのかということ、それから、その金額は幾らかと、それに対する対応を考えてみたいということをおっしゃっていただきましたが、次回の委員会までに調査して、委員会に報告をしていただきたいと思います、こういうふうに思います。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 印部久信委員長 以上で、本案に対する質疑は終了しました。
谷口副委員長から、本案に対しての修正案が提出されております。
資料配付のため、暫時休憩します。

(休憩 午後 1時27分)

(再開 午後 1時30分)

- 印部久信委員長 再開します。
お手元に資料配付は行き届きましたでしょうか。
それでは、提出者の説明を求めます。
谷口副委員長。

- 谷口博文副委員長 私は、31号案に対し、修正案を提出させていただきます。
議案第31号 南あわじ市温水プール条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり修正する。
別表(第8号第14号関係)備考中、「小学生」を「中学生」に改めるということで、先ほど来、各委員から申し上げているように、同じような公平性をもってサンプルとゆとりっくの施設の料金体制を改めるための修正案でございます。よろしく願いいたします。

- 印部久信委員長 提出者の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。委員間討議、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 印部久信委員長 皆さんからの闊達なる意見をいただいたかと思しますので、挙手の

上、よろしくお願いをしたいと思います。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 御異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第31号、南あわじ市温水プール条例の一部を改正する条例制定について、まず、本案に対する谷口副委員長から提出された修正案について、採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○印部久信委員長 挙手多数であります。よって、谷口副委員長提出の修正案は可決すべきものと決しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決を行います。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議なしとのことであります。

よって、議案第31号の修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

再開は、1時45分とします。

(休憩 午後 1時34分)

(再開 午後 1時45分)

⑧ 議案第2号 平成25年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○印部久信委員長 それでは、再開します。

次に、議案第2号、平成25年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 午前中に阿部委員より御質問のありました初診料、再診料の関係でお答えさせていただきます。

初診料でございますが、医科が、今現在、2,700円でございますのが、プラス120円で2,820円。歯科が、現在2,180円でありますのが、プラス160円で2,340円。再診料につきましては、医科が690円に30円プラスで720円、歯科が420円ありますのが、これもプラス30円で450円に改正になるということでございます。

○印部久信委員長 阿部委員、よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 54ページ、県補助金都道府県調整交付金というのがあるんですけども、これは朝の市長が言われてた、何か上乘せみたいな分で来る分も含まれているような計算なんでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 市長が報告いたしました特々調は、国の特別調整交付金の分でございます。この分につきましては、先日、県のほうから内示がありましたところでございますので、この補正予算には計上されておられません。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 この項目に入ってくるわけではないんですか、そしたら。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 53ページの国庫補助金の財政調整交付金特別調整交付金の中に入ってくる予定でございます。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 県の連合会になるのか、資料をちょっと見せてもらってますと、団体によっては一般会計からの繰入の法定外の繰入をしているところもあるのかなと思うんですけども、それは何団体ぐらいあるんでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 法定外繰入の中には、保険税の上昇抑制でございましたり、福祉医療をすることによって、国からの療養給付費負担金の減額がございますので、その分を補填するという意味もございますので、それも含めますと、全てではないかとは思いますが、ほとんどの市町で行っているとは思いますが。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、一般会計の繰入自体は、もう全団体がやってて、その法定外という部分はその中に含まれてしまってるんですかね。見ただけではわからんのですかね、県の資料なんか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 多分、今、原口委員がおっしゃっていますのは、「兵庫の国保」というホームページで公開されております統計資料だと思いますが、なかなかその部分の中では中身、どの項目で出ているというのは難しいかとは思いますが。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 わかりました。同じ資料の中に前年度繰上充用というのがあるんですけども、これも23年では5団体がされてます。南あわじ市って、今まで繰上充用というのは、やったことがあるんでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい。南あわじ市でも、たしか20年度であったかと思

ますが、繰上充用を行っていると思います。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 繰上充用した場合は、やっぱり次の年に戻していくような計算にせな
いかんと思うんです。ずっと続いているところもあつたら、それをやり出すと、今度一旦、
それをずっと続けてしまうとやめるのが難しくなるように思いますし、一般会計の法定外
の繰入というの、ずっとやり出してしまおうとやめれなくなるような気がするんですけど
も。その辺の、やってる、やらんというのは、あるいは収納率も含めてなんですけど、先
ほどの市長が言われてた、特別にいただける調整の査定みたいな部分に影響するというこ
とはあるんでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 当然、影響はしてくるかとは思いますが、市のほうでは、
どこの団体が申請をして、どこの団体にその交付金がおりにきているということはわから
ないという状態でございます。

○印部久信委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 今回の補正予算を見ますと、いわゆる医療費の伸びが大きく、そ
の分、基金を取り崩して財政運営するというような予算になってるかと思うんですけれど
も、この一般被保険者の医療費が伸びたというのは、入院調剤費で伸びというふうに本会
議で答弁されておりますけれども、具体的に少しお伺いしたいんですけれども。もう少し
具体的に、入院患者がふえたのか、入院日数がふえたのか、そこら辺はどういうふうにな
ってるんでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 3月から12月までの実績でございますが、入院の件数は
5%ふえておりますが、入院日数につきましては1.8%の伸びでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、当初、税を決めるときの本予算のときにはここまで見込んでなかったということでありましてけれども、具体的に入院というのは、どういう症状の方がどれだけこのように入院されていってるんでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 個々の事例までは検証はできておりません。ただ、その件数、日数に比べて、費用額が10.8%の伸びとなっておりますので、高度な治療であったり、そういうものがあつたのかなと思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 高度医療が発達しているから、患者さんにとっては治す機会がふえるということでもいいわけですが、基金を取り崩してというのは大変厳しい財政運営になってると思うんですけど、先ほど、福祉医療の関係で県が助成しているという話がありました。

午前中に、母子の関係の医療費の自己負担がふえるということでありまして、ほとんど母子、父子家庭は、まあ、父子家庭は少し違うかと思いますが、母子家庭はほとんどが国保に加入しているというふうに思います。先ほどは、人数を母子家庭、聞かせていただいたんですけども、引き上がる前と現行で比較すれば、どれぐらいの市の予算があれば現行どおりすることができるんでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 母子家庭の中でも、医療機関に再々行かれる方、全然かからない方、いろいろいらっしゃると思うんですが、1人当たり2,200円と計算いたしますと、約800万から900万円必要かと思えます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと副市長にお伺いしたいんですけども、新年度予算で子供の医療費助成というのは、島内でも先陣を切ってされていったわけですが、この母子医療についても、先日、ある母子家庭の方からお話を伺ったときに、子供さんを抱えて働くということになれば、当然、パートという形態をとらざるを得ないと。月6万円ほどの収入しかない。そこで家賃を払ってということ、本当に南あわじ市で安い家賃のどこ

ろを探してるけれども、なかなか見つからないということで、大変苦慮されている話も伺ってるんですけども。そういう人たちに実際、800万円から900万円あれば、母子医療を充実というか現行どおりできると思うんですけど、そういうことは考えられないんでしょうか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） これも、この部分だけであればこれだけで考えられるのかなと思いますけど、こういうものは、あちらこちらに存在をいたします。御意見は御意見として伺って、今後、検討する機会がありましたら、また検討をさせていただきます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 検討する機会というのは、どういうところでそういう機会があるんでしょうか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 当初予算等々を置くときに、施政方針を考えるわけでございますので、そういうようなときに制度も見直していつてるわけでございますので、そういうときにさせていただければなと思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほどの母子医療、7月からの対応だったかと思うんですけども、そうしますと、補正予算でそれは考えられるということになるんでしょうか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 市の制度の変更という話になってきますと、やはり当初予算のときにこういうことをやりますよと、市民の皆さん方にもやっぱりお知らせをしたいというふうなことも考えられますので、当初予算のときに一度、検討させていただこうと思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 検討という言葉は、議会の用語辞典では「しない」というようなことに書いてあるんですけども、本当に検討してくれるということによろしいんですか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 検討をいたします。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ぜひ、今回は厳しい状況になるんですけども、ぜひ、また新しい年には考えてくれるということを期待しております。

○印部久信委員長 ほかに。
木場委員。

○木場 徹委員 ページ、61ページ。臨時職員賃金690万円減しとるんですけど、これは具体的にはどこの診療所の関係ですか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本真須美） 阿那賀診療所の、臨時に雇用する予定でございました医師の賃金600万円と、あと、臨時看護師と臨時事務員、これは3診療所分でございます。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 引き続き、よろしくお願いいたします。
終わります。

○印部久信委員長 ほかに。
阿部委員。

○阿部計一委員 医療費の所得に応じての最高限度額、二、三年前までは記憶しとったんですが、今、どんなふうになっておりますか。たしか、3段階ぐらいあると思うんですが、限度額。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。高額医療の限度額の話でしょうか。

○阿部計一委員 そうです。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 3段階ございます。これは70歳未満の方でございます。住民税が非課税世帯の場合は、ひと月3万5,400円でございます。一般世帯で8万1000円。この場合にも医療費が26万7,000円を超えた場合には、医療費の総額から26万7,000円を引いて、その1%が先ほどの8万1000円に加算されます。上位所得者につきましては、限度額が15万円となっております。この場合も、医療費が50万円を超えた場合には、医療費の総額から50万円を引いて、その1%が15万円に加算されます。

70歳から75歳未満の方の場合は、低所得者、この場合は外来と世帯単位の限度額といたしまして、入院と外来がプラスになるものがございます。低所得者の場合は、外来の限度額が8,000円でございます。低所得者1で、入院プラス外来で1万5,000円、低所得者2の場合、外来で8,000円、入院プラス外来で2万4,600円。一般世帯で、外来1万2,000円、入院、外来で4万4,400円。現役並み所得の方は、外来の限度額が4万4,400円、入院プラス外来の場合で、医療費が26万7,000円を超えた場合に、医療費の総額から26万7,000円を引いた額の1%を8万1000円にプラスした額となります。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 非常に詳しく言うていただいたんですけど、大体、3段階で、それで大体、普通はこの2段階目の8万1000円ですか、この段階が一番多いと思うんですね。それで、これで大体所得はどのぐらいの方が対象になるんですか。大体で結構ですけども。大概、このケースに当てはまると思うんですね、8万1000円。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 上位所得者が同一世帯の全ての国保、被保険者の基礎控除

後の所得の合計額が600万円を超える世帯に属する人となっておりますので、それ以下の方になります。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 吉田委員の質問のときに、ちょっと関連でお尋ねしたいんですけど、母子の場合は800万円ぐらい現状維持するのに必要やというような話をされとったと思うのやけど、母子ということは、子供は中学校まで無料だ。ということは、母親が病気で治療を受けるのに母子の世帯で800万円も要るのか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 先ほどの吉田委員の質問にお答えしましたのは、今回の改正によりまして、対象外となる保護者の方と高校生の方の部分でございます。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 中学校までは、医療費というのは無料にしたんでしょう、このたび。そうですよね。この母子というのは、僕も知らんのやけど、母親と子供という意味合いで、子供というのは中学校まで医療費がある程度、市のほうで補助してあげて、医療費を免除する方向に、今回されたんやね。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） ただいま、谷口副委員長がおっしゃっておりますのは、乳児医療、こども医療の関係でございます。南あわじ市では、福祉医療の場合、有利な制度のほうに移行するようにしておりますので、今回、母子で非該当になる世帯の方でも、中学生、小学生の方はこども医療、乳幼児医療に該当するようになります。

○印部久信委員長 よろしいですか。
ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 御異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第2号、平成25年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○印部久信委員長 挙手多数であります。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑨ 議案第3号 平成25年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○印部久信委員長 次に、議案第3号、平成25年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 66ページの歳入で、滞納繰越分というのが今回、50万円出ておりますけれども、これは普通徴収の方が滞納されてるんですけれども、これは何世帯ぐらい今、あるんでしょうか。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長(藤岡崇文) 申しわけございません。今現在という話でございますけれども、24年度の決算ベースでお答えさせていただきます。後期高齢者医療の滞納繰越額の件数でございます。107人ということになっております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、全体の後期高齢者の対象者というのは、今、何人でしょうか。

○印部久信委員長 ちょっと、はっきり手を挙げてくれますか。わかれへんねん、後ろのほう。
保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 後期高齢者医療の被保険者数は、1月末で8,393名で
ございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは、滞納しますと、これも国保と同じように資格証明書、短期証明書の発行ということになるのでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 短期証、資格証の交付対象となりますが、現在、資格証の
交付はございません。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、短期証の発行というのはあるんですか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） ございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは何件ぐらいあるのでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 26年2月1日現在で、35名の方に交付しております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その短期証は更新は、何カ月ごとに短期証の更新というのは今、されてるんでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 3カ月と6カ月がございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、3カ月と6カ月の35名の中で、内訳というのはわかりませんでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 3カ月証が25件、6カ月証が10件でございます。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 資格証明書の発行がないというのは、医療にかかれる機会があると、医療にかかっても自己負担がないということで、それはそれでいいと思うんですけども、まだ、短期証明書、3カ月、6カ月ということになってますけど、これも納税相談をしながらこういうふうになってるかと思うんですけども。これから、こういう方々の増加というのが、ある一定見込まれてくるのではないかと思います、その点、いかがでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 短期証の交付でございますが、現在35件でございますが、この交付はだんだんと減ってきているような状態でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今回、介護保険料の引き上げも提案されてますので、ちょっと厳しい状況に陥るかなというふうに思ってるので、そこら辺は、なるべく短期証の発行を配慮するような形で、ぜひお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 短期証というのは、先ほど委員がおっしゃいましたように正規証と何ら変わらず利用できるものでございます。やっぱり、保険料の負担というものは公平なものでございますので、できるだけその方と接触する機会をふやして、面談をして、納付していただくことにしていきたいと思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そういう形で、ぜひ資格証明書の発行につながらない、今、ゼロなので、それを堅持していただきたいということを申し上げて、終わります。

○印部久信委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 よろしいですか。

質疑がございませんので、質疑を終結したいと思います。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第3号、平成25年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○印部久信委員長 挙手多数であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

⑩ 議案第4号 平成25年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○印部久信委員長 次に、議案第4号、平成25年南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 意見がないようですので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第4号、平成25年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○印部久信委員長 挙手多数であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

⑪ 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（淡路ファームパークイングランドの丘）

○印部久信委員長 次に、議案第38号、公の施設の指定管理者の指定について（淡路ファームパークイングランドの丘）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 ここに書いてあるファームパークの、今回は公募という形でなく、指定管理が今回決められたと思いますけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） はい。その認識どおりでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、向こうから来てます指定管理の申請書の横に、団体概要書というのが書かれております。ページ、2ページです。その中には、従業員数として26年1月1日現在では57名というふうになってますが、事業報告書の24年度、22ページですけども、そこには社員46名と書いてあります。かなり人数が違うんですけども、これは26年1月1日現在ではそれだけの、11名、人数をふやしたということになるのでしょうか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この人数でございますが、26年1月1日現在での人数につきましては、57名ということで、そのうち正規社員が43、準社員が1、パートが13おるわけでございますが、このパートにつきましては、入れかわりがその年によってあるというようなことで増減をしております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、ちょっと本会議でも話が出てましたけれども、この会社として就業規則というのはつくられていると思いますが、担当部として、それは手に入れてると思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 当然、社員等もおるわけでございますので、就業規則は作成しております、うちのほうもその控えはいただいております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、就業規則の中に、給料とかいろいろ書かれてると思うんですけども、残業についてはどういうふうな規定になってるのでしょうか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 残業については、含み残業もございますので、それは人によって何時間かということは、雇用契約のときに決めております。そのほか、それを超える場合につきましては、直属の上司の許可を得て残業をするわけでございますので、当然、残業手当はお支払いをさせていただいております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 含み残業というのは、定額、2時間だったら何ぼとか、そういう形で提起されているということなんでしょうか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 雇用契約するとき、おたくには給料はこれだけお支払いしますよと、そのかわり、残業はこれだけ入っておりますよと、見込んでおりますよということで、少ない人で8時間程度というふうに聞いてるんですけど、そういう時間内でありましたら、給料の範囲ですよ。それを超える場合は、先ほど言いましたように、我々のほう、要綱もつくっておりますので、その要綱に基づいて、上司の許可を得ていただいて残業していただくと。それに対しては正規の残業手当を支給するというものでいたしております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、前の指定管理者というか、指定管理者の下にいた方が、その残業手当が十分出されてないということでいろいろ問題があったわけですが、今回、そこが外れたわけですから、そういう残業手当というのは、きちり本人に支給されてるということで、そこら辺のチェックは、市としてできてるんでしょうか。市としてできてることかということなんですけど。社長でなしに。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） そこまで市がすべきことではないのではないかなと思います。あくまでもこれは農業公園株式会社の中の規則でやっておるわけですから、その分で、残業手当がどうだとかいう話は、そこまでチェックするのはいかなものかなと思います。また必要がありましたら、監査のときにでもそういうことを聞いていただければ、監査委員さんにはその旨はお伝えいたしますし、我々のほうで報告をする義務もございまして、年1回、そういうときにどういうふうにしてるんですかという話でありましたら、こちらのほうからこういうふうにしておりますよということは、報告することはやぶさかではございませんが、一々、この方が何時間残業して、この方に何ぼ支払ってるというところまでは、少し指導としても行き過ぎではないかなと思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ただ、南あわじ市が51%出資していますから、当然、市がかかわっている割合が高い施設であります。それだけに、やはり市がその人たちに、これまで問題があったわけですから、問題がなければそういうことにはならないわけですが、残業代がきちり払われてないということで裁判もあったわけですから、そこら辺は、市としてやはり注意して見ていく必要があるのではないかと思います。それは、社長に答えるべき答弁でなしに、担当課としてはどういう認識なんでしょうか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） ここにちなみに持ってるんですけど、平成25年度の年間のものということで持ってます。ただ、先ほど吉田委員もおっしゃったように、3年前、以前の雇用主とかわって、その雇用主との中ではいろいろトラブルがあったということは

我々も承知をいたしておりますし、そのことで係争しているということもよくわかっておりますので、その後、我々が同じような轍を踏むということは、これはもういかがなものかということは重々おわかりだと思うんです。

したがいまして、我々としても、その時点からきっちりと、先ほど言いましたように、含み残業は含み残業としてやっていただく、それ以外の残業については残業手当を支払っていくということをやっておりますので、そういうことは適切なものだというふうに思っております。

ここで、25年度の年間のを私もいただいておるわけですが、誰それが何時間とかいうふうなことが、ずっと皆、書いてありまして、それについての残業手当も支給はされておることは、私も承知いたしておりますし、確認はいたしております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ここにも、基本協定書の中にも、やはり従業員の確保ということで、そういうこともうたわれておりますので、やはり働く人たちが以前のような状態に陥ることのないように、市としてもきっちりと指導していただきたいというふうに思います。

それともう1点、よろしいでしょうか。

事業計画書の中の7ページなんですけれども、それとあわせて計画書なんですけれども、花博花みどりフェアのサブ会場として整備がされていくわけなんですけれども、その中で、事業内容と確定していない部分があるため、収支計画書に反映されていないが、集客効果がさらに上積みされるものと期待されるということで、今回の計画については、そこら辺を見込まない形の提案書になってるんですけれども、これまで、食の拠点では54万人を目標にしているというようなことはきっちり言われておりますし、先日の新年度予算の中では、食の拠点とファームパークの間には通路をつくっていくというような話がありました。

そうしますと、当然、ファームパークに対しても集客見込みというのは、ある一定思案されていると思うんですけど、そこら辺はどういうふうに。この計画書の中では反映されてないと思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 我々もそういうところは認識したわけですが、まだ、計画そのものがきっちりとしたものになっておりませんで、私どものほうでも、私どもといますのは、農業公園株式会社でも、毎月の運営会議等でもそういう話はいたしておりますが、まだまだそういう計画のみを聞かされるだけであって、どういう形のものにするかと、今、検討中でございます。

したがいまして、我々の中では、まだまだそしゃくをしてないので、今回、これも上げるべきでないかなという御意見もあったんですけど、やはり中途半端な形で上げて、それが中途半端に終わってしまうといけないので、我々としてもこれから、食の拠点の事業計画、それから今後できる、上がってくる施設の中身、そういうものを踏まえてそしゃくをしていきたいと。そういう時点でまた、改めて我々のほうとしてどういう影響があって、プラス効果がこのように出てくるということは出したいとは思っておりますが、この出した時点は、かなり以前の話でございますので、そこまではそしゃくができておりませんでしたので、そういうものを踏まえずにこの計画を上げておるわけでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 以前の計画と言われましても、この申請書は26年2月3日になってるかと思えます。また、その去年とかいう話だったらわかるんですけど、新年度予算で、もう通路もつくるというようなことになってます。料金も若干、食の拠点を利用した方には割引みたいなことも言われてたかと思うんですけど、そこら辺は、食の拠点のレストランを利用された方は、入園料は一緒のような設定を考えられているんでしょうか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） そういうところが、まだ確立されてないということでございます。予測とかいうものは立てやすいわけなんですけど、一度、こういうふうに市のほうに提出をいたしますと、それが、その数字がやはり評価の対象になってくるということでございますので、我々としても、自信のある数字を出しておかないといけないということでございます。入場者数を挙げるのは簡単ですけど、挙げたときに、その結果がどうなるか、また、そこらあたりの収支も欠けておりますけど、その収支のバランスも合わさなければいけないということでございますので、我々としては自信を持った数字を、とりあえずは挙げていくと。

今後、そういうものが固まってきた上では、我々のほうとしても体制の強化も図らなければいけないということも考えておるわけでございますが、何人雇ってどういうものをして、どういうメニューを出すのかというようなことも踏まえて、やっぱりそういう収支を考えていかなければいけないので、なかなか、今までそういうものが確立した数字としてあらわせなかったというのが現実でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 13ページの収支計画書を見ますと、26年、27年、28年、1万人ずつふえてるといようなことになってます。これは本当に、十分精査した数字なのかといえば、単純に1万人ずつふえてるといようなことになってる。これが本当に精査された中身なのか。その食の拠点を除いたとしても、こういうふうな数字の収支計画書で、これを見て、このとおりするといようなことには単純には行かない、これは本当に十分検討された中身なのかどうか、お伺いしたいんですけど。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 3年間やってきて、非常に難しいことが十分にわかってまいりました。我々としては、40万人を死守するという目標を立てておるわけでございますが、昨年は40万人を超しましたが、一昨年は40万人を切るということもございました。何とか我々、40万人を回復しようとやっておったわけなんですけど、4月当初の震災以降、やはり淡路島内、みんなそうですけど、余りかんばしくないという結果も出ておるわけでございます。一部を除いてですけど。

そういうことがございますので、我々といたしましては、何とかあの、今の現有施設で40万人を死守するということを考えておるわけでして、それも3年間の実績を踏まえた結果、こういうものを出しておるわけでして、ただ、何となく出しているという数字ではございませんで、1万人をふやそうということでは、かなりこれも努力をしていかなければいけないということでございますので、御理解をいただければというふうに思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その40万人にあれして、希望的数字を挙げられてるといふうには理解するわけですけども、先ほど言った食の拠点の関係で、もっと、そしたら精査して、この計画書といのは再び上げるということになるんでしょうか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） まだ食の拠点につきましても、指定管理が受けられるかどうか、まだ市のほうとしても農業公園株式会社をお願いをするといような形では進んでおります。今後、そういうふうな時点で指定管理をするといようなことになりましたら、我々としてもそういう数字は、一度はじきたいなと思っております。

やっぱり、農業公園株式会社、先ほどの人数おられるわけですから、年間2億円程度の

人件費が必要でございます。それに見合うやっぱり収益も考えていかないけませんので、そういうところは真剣に捉まえて、収支バランスを考えていきたいとは思っております。安易に指定管理を受けるといようなことは考えておりませんで、相乗効果が上がるような、それから、早くそういうことを決定していただいて、双方で集客のキャンペーン等もやって、我々もいいし、食の拠点もよかったと言われるような形はとっていきたいと考えております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 再度、ちょっと確認するんですけれども、今の指定管理というのは、いわゆるレストラン部門を農業公園が指定管理を受けるといことよろしいのでしょうか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） その方向で今、話し合いを進めております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、その花とみどりフェアを踏まえて、やはりこの飲食販売費とか、それはもうすごく大きく変わって、計画そのものが大きく変わってくるということになりますので、そこら辺、もっと煮詰めた形でこの提案というのはできなかったのでしょうか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） みどりフェアもサブ会場として整備をしていただけることになってるんですけど、まだ具体的にどのような整備をしていただけるか、まだ決まっておりません。ですから、我々のほうとしては、このようにしてほしいという希望は県のほうにも提出いたしておりますけども、まだ県のほうでは決まっておりませんので、どういう形にあのみどりフェアがなっていくのかということもまだ明確ではございませんので、我々も期待はいたしておりますけど、ただ、期待だけでは数字にあらわしにくいということもございまして、先ほど言いましたように、我々が自信を持って皆さん方に提出できる数字を出してるわけございまして、これから下ることはないわけなんですから、また、そういう時期には、我々としては、数字をはじき出していきたいというふうには考えており

ます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど、働く人たちのことをお伺いしたんですけれども、ちょっと本会議であった、いわゆる定着がなかなか厳しい話もありましたけれども、今、副市長はそれぞれ名簿を持って、給料とか残業手当とかわかってるという話でありましたけれども、そこら辺は具体的にどうなんでしょうか。いわゆる離職率が高いという話がありましたけれども、その点は、ちゃんとした名簿を持たれてるので、よくわかると思うんですけど、いかがでしょうか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 何があれですか、御希望なんですか。離職率ですか。

○吉田良子委員 そうです。

○副市長（川野四朗） 離職率はそう高いということではございません。やっぱり、ここでもずっと職員の推移を書いた数字がございますけれども、社員とかパートとかいろいろあるんですが、正規の職員としては、退社するのが4人とかいうところもございますけど、そう際立って高いということではございません。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 私らは、働いている人から聞く話でありますので、現実、そういう話があるということなので、副市長はちゃんとして名簿を持たれてるので、あれなんですけれども、やはり働く限りは、今、終身雇用というのも日本全体で崩れていってるわけですけども、若い人が働くいい職場なので、そこら辺は十分な労働条件をしていただいて、定着するような努力も、ぜひお願いしたいと思うんですけど、その点、いかがでしょうか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 我々も、労働条件については十分なことをしたいというふうには思っております。ただ、先ほどのように、入場者数にもやはり限界もございますので、そういう収入に見合う、やっぱり待遇の改善というものは目指しておるわけでございます

が、ちなみに、ちょっとお話ししておきますが、待遇がという話で、前の議会のときでも給料の話もあったと思います。

以前の事業者がやっておられたときと、23年、我々が直営で始めたときの年間の、これ、賞与を除いてですけど、この時点では、約8.9%、人件費を上げております。22年から23年度、今度は賞与を含んで、以前は賞与がなかったんです。0.5カ月分の賞与であったようです。我々が運営することになりまして、賞与については0.5じゃ少な過ぎるということで改善もいたしまして、それを含めて言いますと、22年から23年では、15%程度、人件費はアップをさせております。その後、23年から24年については、約5%。24から25年については、まだまだ決算ができておりませんので、これについても、賞与を除いて言えば、2%ぐらいの増になっております。

今のところ、賞与は1.5%の支給をいたしておりますが、40万人の入場者数があった場合は、0.5カ月分の臨時賞与を出すということは、職員の皆さん方と約束をしながら、去年は40万人を超しておりましたので、3月に0.5カ月分を支出をいたしました。ことしは40万人に到達するかどうか、微妙な今、数字でございますので、40万人が到達すれば、また0.5カ月分の賞与は出すことにはいたしておりますが、今のところそういう形です。

来年度の給与のアップも今、考えておるわけですし、これまた、我々の内部でも決定したことではございませんので、少し申し上げられませんが、できるだけ基本給も上げたいということも考えてはおります。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 上げ幅を聞くと、少し少ないかなというような感じもしますが、前へ前進していただきたいということをお願いしておきます。

終わります。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今、職員の内容等を聞いて、賞与が1.5もあるやいうのを聞いて、びっくりしたんですけどね。これは、我々これ、南あわじ市、千数社ある零細企業で、それだけの賞与を出せるところはないと思うんで、ほんまに公務員並みの優良企業やなど、びっくりしとるんですけども。そういうことで、私はほんまにうらやましい限りやなと思っております。

終わります。

○印部久信委員長 ほかに。
木場委員。

○木場 徹委員 7 ページに、施設のこのリニューアルのことを書いてあるんですけども、13年経過するので、今後、大規模なリニューアルが計画をしているような、取り組むというようなことを書いてあるんですけども。軽微な修繕については農業公園、それから、大規模なリニューアルについては南あわじ市がするような文面なんですけど、具体的に幾らぐらいまでは農業公園と、それから、それ以上になれば南あわじ市というような取り決めはしとるんですか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 基本的な取り組みということで、500万円、これを超えると協議ということで、それまでは農業公園のほうでやっていただいております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 1件500万円、例えば、800万円になれば、2回に分けて発注というか、話をすれば400万円になりますから、市のほうでという話になりますわね。そういうことですね。反対か。それで行けますね。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） そういうテクニックはあるかと思いますが、今まで、市のほうにお願いしたことはございません。ただ、県のほうからは、災害で道路口ののり面が崩れたということで、県のほうに修復はいたしていただいておりますが、市のほうから農業公園株式会社に出資を、この修繕とかリニューアルとかいうもので、今まで修繕したものについても支出の結果はございませんので、全部、今のところ農業公園株式会社で、少し、500万円をオーバーしておっても、可能な限り、我々のこの体力の中で処理をしていこうということではしております。

ただ、御承知のように、今、使用料を払っておりますので、その使用料、年間で2,700万かぐらいはあるわけなんですけど、それをできるだけ蓄積をして、かなりの額になったときには、大々的なリニューアルをしたいというのは、これは農業公園株式会社もそういうふうには思っておりますし、市のほうもやはり、そこで収益を上げておるわけですから、そのものについてを還元をしてほしいというのは、私は市のほうと両方あるので、そ

ういうふうに思っております。市のほうから、できるだけ支出をなくして、農業公園株式会社でやれることは全部やっついこうと思っております。

ただ、大きなリニューアルになってきますと、農業公園株式会社の体力には耐えられないというところも出てきますので、そういうときにはまた、市のほうとも相談をして、市の負担を願うということもあろうかと思えます。また、県のほうとも、1件500万円以上は県のほうも支出が可能だということにもなっておるんです。そういうところにも相談をかけて、できるだけ県だとか市だとか農業公園株式会社とが、三者が一体になって、リニューアルをしていけばいいのではないかなというようなことは考えております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、ある程度、この2,700万円を積み立てして、ことしとか来年でなしに、ある程度の期間をためてやるということで、計画をこれからするということですね。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 今度、食の拠点が出てきますので、食の拠点のものを農業公園株式会社が指定管理を受けるということになりましたら、農業公園株式会社というのは、運営をするだけの会社ですので、設備投資をする会社ではないんです。したがって、それも今のところ、農業公園株式会社と市と、今、話し合いをしております。できるだけ設備投資については、市のほうでやっていただくと。

我々、農業公園株式会社のほうは、運営に必要な消耗品的部品については、農業公園株式会社で支出をしなければいけないと思っておりますので、それがどれぐらいになるか、今、我々の体力の中でできるかどうか微妙でございますので、その体力の範囲内でやれないということになってきますと、積立金の中から一部、取り崩していただいて、そういうものに充てさせていただく場合もあり得るかもわかりませんが、できるだけ体力の中でいろいろなことについては消化をしていきたいと思っております。

リニューアルについてはやっぱり、ある部分、億単位ぐらいのオーダーになったときに考えていくということがいいのではないかなと思っております。

○印部久信委員長 よろしいですか。

谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 私はほんまに、この南あわじ市の観光施設の、年中通じて観光客

が来ていただけるこの施設で、副市長は40万人を死守と言ったけど、この利用状況を見ておったら、ほんま、若干40万人前後か減少傾向にあると。私は、大規模なリニューアルというか、やはりこの南あわじ市の観光施設のところを、それなりの若者から来れるような施設整備に私はしていただきたいと思うのやけど。先ほどもお話を聞きよったら、それなりのお金の積み立てができらなったらリニューアルできらんというのやけど、今のままやったら、もう現状、余り大幅なリニューアルしてないさかい、もう来る人が飽いていっとるさかいの。年々、横ばいというか。

かというて、40万人死守していただいておる施設やさかいに、これは私はしっかりとやっていただきたいという話があんねけど、副市長、リニューアルはまだ全く、私はこれを見て、ちょっとリニューアル期待しとってんけど、この辺、もう近々にでもやっていただくように思うとってんけど。それは、この花みどりフェアに合わせて、何らか、施設内のほうの遊具であったりとか、何か若い子らがカップルで来れるような、何かそういうふうなやつをしていただきたいと思うのやけど。その辺の考え、社長はないんですか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 職員のほうからは、いろいろ提案があるわけです。ただ、来年はみどりフェアと食の拠点という新しいものも出てきますので、それで何とかカバーしていけるのではないかなということを思っておりますが、それが終われば、次の年、その次の年ということで、先ほどおっしゃられておったように、ああいう遊戯施設ですので、新たな魅力をつくらないと、誘客がなかなか増加は見込めないということも十分にわかっておりますので、できるだけ、我々としては早く、大規模なリニューアルをしたいという希望は持っておりますので、農業公園株式会社と、また市ともよく話をして、市も、予算の限界もありますので、そういうところも含めて、できるだけ来場者がふえるような形はとっていきたいとは思っています。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 私は、あの施設が衰退していくことによって、南あわじの観光の衰退になると、つながると思うので、あの辺の施設をしっかりとやっていただきたい。それと、先ほどからずっと聞いておって、私、7ページにこれ、人件費は最小限に抑える努力をするというようなことを書いてあるさかい、また川野副市長が社長やさかい、ブラック企業でないけど、人件費をカットして施設の経営黒字を生み出しとんのかなと思って。

それなりの人件費のアップをしとるということやさかい、それなりのやはり、南あわじ市の雇用の場の一つの創出でもあるさかい、ほんまに経営努力していただいて、安定雇用していただいて、それなりの人件費を打ってあげて、この観光施設の目玉やさかい、社長、頑張つてよ。新たなアイデアを持って、新たな阪神間から、この4月からやっぱり、若干高速道路料金も値上げということで、来ていただける、交流人口の拡大も踏まえて、社長の経営というか、その辺に大きな期待をしとんのやけんど。社長、どうですか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 指定を受ければ、私もまた、なお一層、力を入れて、先ほどおっしゃっておったようなことを念頭に、運営をやっていきたいと思っております。

○印部久信委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第38号、公の施設の指定管理者の指定について（淡路ファームパークイングラウンドの丘）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○印部久信委員長 挙手多数であります。
よって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
暫時休憩します。

再開は2時55分とします。

(休憩 午後 2時46分)

(再開 午後 2時54分)

⑫ 議案第39号 字の区域の変更について(伊加利、阿那賀、八木、福良地区)

○印部久信委員長 それでは、再開いたします。

議案第39号、字の区域の変更について(伊加利、阿那賀、八木、福良地区)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第39号、字の区域の変更について(伊加利、阿那賀、八木、福良地区)を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○印部久信委員長 挙手多数であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑬ 議案第40号 平成26年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について

○印部久信委員長 次に、議案第40号、平成26年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 私は毎年、言いよるのですが、この淡路の場合は、淡路広域と南あわじ市で農業共済を行っております。上部団体は組合連合会なのですが、この賦課金というのに、いつも疑問を感じておるわけですが、賦課金が減額もされておりませんし、淡路広域と南あわじ市との賦課金の割合が違うんですが、この点について質問いたします。

○谷口博文副委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 委員御承知のとおり、事務費賦課金は、各事務所の運営のための経費ですので、淡路広域とでは経営規模、収支も違いますので、差が出るのはやむを得ないと考えております。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 しかしこれ、私はいつも思うんですが、洲本市の酪農家と南あわじ市の酪農家が、同じ淡路島酪農農業協同組合を運営しておるわけですね。そこで賦課金が違うというのは、どうしても不思議に思うので。この点はいつも課長に言っておるんですが、いつかこれを調整できるように努力をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○谷口博文副委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 状況に応じて、また努力のほうをさせていただきたいと思います。

○印部久信委員長 よろしく申し上げます。

終わります。

木場委員。

○木場 徹委員 日の出管内は広域でやっとなるんですが、本市の場合は単独で行っておるんですけども、将来的に見通すと、やっぱり淡路島一本というような話が出てくると思うんですが、その辺の話は出てますか。

○印部久信委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） ちょっと済みません、もう一度お願いできますか。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 要は、この農業共済事業を、淡路島一本でという話は出てませんかという話です。今の印部委員長のとちょっと関連するんやけども、要は、広域であるほうが事務的には安価になるという面もあると思うんやけども、サービスは低下するというようなことがあるので、どういう話し合いが今、行われておるのか。全くそんな話はありませんという話か、ちょっと教えてください。

○印部久信委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 将来は、淡路広域と一緒にあって合併するかもわかりませんが、今のところ、健全に南あわじ市のほうは運営されており、地域密着で迅速に対応できると、できているということで考えております。それで、その話は今のところ、私のほうには伝わっておりません。

以上です。

○印部久信委員長 よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第40号、平成26年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○印部久信委員長 挙手多数であります。
よって、議案第40号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

⑭ 議案第34号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○印部久信委員長 次に、議案第34号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 これは、広域組合の副広域連合長を、1人だったのを2人にするという改正案ですけれども、なぜこのように2人ということに提案されてきているのでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長(川本眞須美) 理由には二つございます。この後期高齢者医療制度が継続していくということが結論に至っておりますので、より安定した経営を行っていく必要があるということと、もう一つ、昨年でございますが、昨年の11月に正副広域連合長がともに空席となる事態がございました。これは、正副広域連合長の任期を、同職に就任する市町長の任期とされておりますので、同時に空白ということがございましたので、そういうことを避けるためにも、副連合長を2名にするということでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その出身母体の任期の関係で空白ができたということで、そういう空白ができないような体制をつくるということというふうに聞いたんですけども、この連組合長というのは、幾らか報酬とかあるんですか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 正副広域連合長の報酬は、広域連合の条例によりまして、報酬は支給しないと規定されております。

○印部久信委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第34号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○印部久信委員長 挙手多数であります。
よって、議案第34号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。
お諮りいたします。

3月25日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 委員長、副委員長と協議をさせていただきます。
それでは、そのようにさせていただきます。

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○印部久信委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。
お手元に配付の、閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出をしてよろしい
でしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、議長に申し出ることになります。

3. その他

○印部久信委員長 次に、その他に入ります。
その他、何かございますか。
阿部委員。

○阿部計一委員 本会議でも教育の充実、文化・スポーツの振興についてお尋ねしたわけですが、これは強い要望として、再度お願いしたいんですが、2年ほど前にも同じ質問をした、第一に、補助金の各クラブに対する、18クラブに対する分配金の規約によると、常任委員会で意見がまとまったものを財務委員会がまたいらうと。最終的にはその決定権は財務委員会や。財務委員会のメンバーを見よったら、はっきり言って、常任委員会というのは実践的にやってきた、そういうそれぞれ持ち場のプロなんですよね。それをまた、全く、我々から見たら、経験不足のような、人物的には知りませんよ、けど、スポーツ関係では、本当にいかななものかなと、そういう人が最終決定権を持っておるといのは、どうも私は、今後のスポーツの振興に、ただでももう、南あわじはスポーツ振興ということとは非常におくれとると私は思うとるんです。市長が文化・スポーツ、そういう振興をや

って、合宿等をやって進めていこうというような施政方針でも言われておるわけで、その点について、改善する余地があるかないかをお聞きをいたします。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 本会議でも質問がありましたとおり、改正というよりも、とりあえず体育協会のほうに問いかけをして、検討する余地があるかどうか、またその辺について協議をしたいというふうに思っております。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これ、課長、1,000万もの金を体協へ出しておるねん。そりゃ、あんまりなことは、内政干渉は、これはいかんと思うで。けど、それだけの予算を配分する、その事業やいよる各種のところへ配分するのに、事実、今のスポーツ推進委員というのは、前の体育指導委員より、かなり格が上がっておると思うんよの、基本法ができてから。

そういう中で、そういう人がほとんど入っている常任委員会を、何かそれをまた財務委員が5人おるので無視すると。それで、その中には、地場のスポーツで一生懸命やりよった、南淡の人間が入っとるやいうて、北阿万の人間が1人入っとるだけやね。そんなんでほんまに公平な、そういう補助金の分配ができるかということなんよ。そやから、そんなことが体協に聞いてや言わんと、市が補助金を出しよんのや、市がリードを持って、そういう委員会でもそういう意見があったと、自分らが指導すべきですよ。体協から聞く必要ないでしょうが。どない思うで。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 委員おっしゃるように、一応、私どものほうで提案はしてみたいと思います。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 けど、課長の答弁聞きよったら、ほんまにもう何か、もうちょっと具体的に。前にも言うたけど、何でも変わっとらへんてが。スポーツと関係のないような人が財務委員において、推進委員とかそういう実績、行動力のある若い人がそういう配分について関与したものを、またチェックして決めるやいうことは不自然や言いよんねん。そ

りゃ、市がそういう積極的に対応せなんたら、どないして直っていくのよ。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 以前、平成24年12月に常任理事会のほうへ出席をさせていただいて、その旨、伝えたところでございますが、もう一度、常任理事会等で出席をして、その旨、伝えていきたいと思っております。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そういうことで、財務委員やいうのは、そういう財務を、やはり管理しとったらええことであって、実質、そういう常任委員というの、スポーツ推進委員とか体協の役員関係で、実践的に現場で働いている人が議論しとんのよ。それをチェックするやいうことは、会計全般にわたって財務委員がチェックするのは当たり前やけども、そういう専門家がやったものをチェックするやいうのはとんでもないと思う。そういうことで、これ、部長。教育長、一遍答弁願えますか。ほんまにそういう、現場の声があるということ、切実にやっぱり、体協のほうへ申し出てほしいと。教育長、答弁願います。

○印部久信委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） さきの議会におきましても、同じような質問をいただきました。内部でもその旨の話はしております。基本的には、今の財務委員会が全て決定しとるようなことになつとるところが、ちょっと私も確認はとれてないところがあるんですけども、そういう話なので、考え方はやっぱり、体協の全ての皆さんがある程度納得できるような取り組みが必要かなと、このように思います。ぜひ、思いを伝えたいと思います。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 もう1点、これももうわさなんですけど、南中で卓球クラブが、もう何か消滅するような話を聞いております。それで、OB、非常に、旧南淡なんかは、卓球では指導者の中には近畿大会で優勝した者とか、かなりのメンバーがおられるわけ。そういう中で衰退していつているということで、この点について、把握しておられますか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 各中学校において、生徒数の減少により、部活動等の縮小等を検討しておるということで、南淡中学校の件につきましても報告がございました。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それで、一般質問のときも、私もこれ、だんだん聞いたことを忘れてしまうようになってしもうたんやけども、どうも私は、中学校の部活というのは教育の一環で、先生の一つの職務やと思うねんけども、たしか、これはやってもやらんでもええような答弁をされたように思うんですが、この点はいかがですか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 学習指導要領におきましては、自主的・自発的な活動ということで書かれております。が、教育課程との密接な関連があるということで、学校の教員が指導しておるといふようなことでございます。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、基本的には社会体育で、ボランティアでやりよるような、言うたら職務外で、結局、もう時間が来たら、必ずやらんなんという義務はないということですか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） ただ、学校教育活動ということで、学校内でやっておりますので、当然、生徒の指導、それから試合への引率等が、これはもう職務としてやっていると考えております。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それで、この中学校の先生の勤務時間というたら、これ、どないなつとるので。授業、大体、午後何時に終わるんですか。決められた勤務時間。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 勤務につきましては、7時間45分というのが勤務の本来の時間でございます。ただ、休憩時間が45分ございますので、例えば、8時から勤務が始まれば、4時半には終わるといようなこととなります。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今回の南中の状況は、合併時から各スポーツはまるであかんようになった。これ、なぜかと言うたら、今言う、4時半に来たら先生はもう皆、帰りよるわけ。昔は違うた。そういう、もう亡くなりましたけど、言いますけど、福島の完ちゃん先生なんか、教頭試験受けることもあったけど、4時半、5時に来たら、私らがOBで行ったたら、これ、校長が来るよって、阿部さん、こんなんでいなさんように、責任持つよって、練習に何するよってというよなことで、OBが来て、時間外でも各クラブ、やってたんですよね。今もう、今言う4時半かそこらに来たら、皆いねというよな形で、私は寂しい思いをすんのやな。やっぱり、スポーツというのは、これは小学校もそうですけど、これはやっぱり、勉強以外のすばらしい、何のスポーツでも教育があると思うんよ。

これを何か、もう時間来たら、はい、クラブ活動終わるやいうよなことで、今回も卓球、ソフト部はもう崩壊してしもうたし。そういうよなことで、阿万の例をとったら、小学生、人数少ないのに卓球クラブやいうの10人おるんですよ。それが今度、中学校に行ったら、クラブがないやいうて、そりゃ、子供の不足やいうたって、まだ400人台の学生がおると思うんでやな。やっぱり、もうちょっとそういうクラブを大切にしてほしいと思うのやけんど、その点、どうですか。指導する気はありますか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 中学校の部活につきましては、現在、南淡中学校では、下校時間というか、クラブの終了時間等を定めながらやっております。おおむね、6時とかいう時間だと思います。そういう時間まで、教職員、指導のほうに当たっておるのが現状でございます。

部活動につきましては、生徒数の減少もございまして、ソフトボール部もなくなりました。今後も、何年か後には、南淡中学校も、今は全部4クラス規模の学校でございますが、3クラスというよなことも出てくると聞いております。やはり、指導者の関係と部員の数というよなことで、今、そういうことが、部活動の縮小というよなことが検討されておりますが、指導につきましては、教職員の時間を惜しまず、そういう時間までやっておるのが現状だと思っております。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そんなんで、せっかく小学校でそういう基礎体力、野球でもサッカーでも、バスケットでもして、言うたら、プロ野球で言うたらファームやからな。ファームでようよう、一人前になったら中学校へ送り出していくわけよ。それが、中学校で、我々に任せてくれたら、ほんまにどんなチームにでもできるなと思うような、そういう人が一つも伸びてない。野球もそうでしょう。南中なんか、むごいですよ、今。ということは、練習時間も、4時か4時半来たら、はい、終わりというような形を、各クラブとりよる。

ですから、卓球もそうそうたるメンバーおるけども、というようなことになっておると今、一生懸命やってる小学生の各社会体育の子供たちも、せっかく一生懸命やって、中学校へ行ったらクラブがないと。それで、時間が来たら、はい、終わりやいうて、そんな、これは教育上、わしはもう、ほんまに。特に私は、スポーツのことばかり言うけども、やっぱりそういうスポーツの中には、何か、頭では割り切れん、うまいことよう説明せんけども、教育があると思うんよ。そやから、そういうことをやっぱり継続して、中学校でも行けるようお願いしたいと、再度、お願いします。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 先ほど申し上げましたが、中学校では部活の終了時間、6時とか6時半とかいう、夏季、冬季、違うんですが、定めて、4時半というようなことはございません。6時、6時半まで練習をしておるところでございます。今後とも、そういう時間を確保しながら部活動の指導、教職員のほう、本当に時間を惜しまず、土曜日、日曜日の練習もやっておるようでございますので、引き続きやっていきたいというふうに思っております。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや課長、やってないよってわし、言いよるんよな。やっとなら、こんなん言えへん。ちゃんとこっちも現実も調査した中で言いよるのよ。そんなこと言うたら、また初めから議論せんなんなる。

委員長、執行部に今、二つほどお願いしたけども、ほんまにそういうことを、そういう体協予算の分配と、今言う、学校のクラブの部活、一つ減り、二つ減りせんように、やっぱり一生懸命、先生にお願いをしてやっていただくと、強く要望して終わりたいと思います。

○印部久信委員長 ほかに。
 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと、一つお伺いしたいんですけど、先ほど話が出ておったゆとりっくの件なんですけれども、これは指定管理されておりますけれども、指定管理の申請のときには、団体名、住所、代表者名というふうになっておりますが、これも申請書が24年9月28日に出されておりますけれども、これは今、変更はないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 申請につきましては、24年9月に出しておりますが、指定管理は25年4月からいたしております。その時点での指定管理者が運営しておりましたが、つい先日、1月でございますが、一部、役員の変更があったというのは聞いております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その役員というのは、代表者名では、申請書に書かれておりますけれども、この方とはまた違うんですか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 今聞いております情報につきましては、また違う方が代表になったというのを聞いております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、指定管理は議会の同意も得てしてるんですけれども、そういうふうに変更があった場合、議会に報告というのはないのでしょうか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） その会社の中の人事ということでございますので、もし代表者が変更があった場合は、委員会等で報告すると、したいというふうに思っております。

す。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、代表者がかわってるんですね。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） はい。今現在、聞いているところによりますと、代表者がかわったということで、指定管理者の変更届というのを出すように指示しております。一旦、出てきたわけですが、その内容にちょっと不備な書類がありまして、現在、それをそろえて、再度出すようにという指示をいたしております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら今、手続中ということで理解してよろしいのでしょうか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） かわっておるというのは聞いておりますが、正式にまだ受理しておりませんので、現在のところはまだ報告まで至ってないということです。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 代表者がかわるということは大きなことで、経営方針なりも変わってくるのかと思うんですけども、そこら辺はどういうふうに理解してるのでしょうか。

○印部久信委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 指定管理者は、今のザッピー西淡という会社に指定管理をお願いしとると。その会社はそのままずっと引き継いでおるわけでありまして、その中の役員といいますか、そこが変更されたということで、あくまでも市のほうは、会社に指定管理をお願いしとるわけですので。ただ、先ほど課長が申しましたように、中の人の異動について、届出はもう来たんですが、その書類に少し不備があったので、それで届出書を、正式なものが来たときには、当然、委員会でも報告したいと思っております。

す。今、その書類を待っておるところで、あくまでも、役員がかわったとしても、相手は会社ですので、それは変更がございません。そんな認識でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、新しい代表者の方というのは、これまで役員でおられた方が代表者になるということになってるんでしょうか。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 現在、聞いているところでは、内部で役員がかわったということで、前任者の代表の方が退任されて、新たに役員さんとしてついていただいたというふうに聞いております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、言われてた役員が、役員に入れかえということになるのか、新しく役員が出てきて、その人がなったのかということなんですけど。

○印部久信委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ちょっと説明が不十分で申しわけございません。今回の役員の変更というのは、前任者、これ、1人しかおらなかったわけですが、この方が退任されまして、新たに外部から4人の方が役員として入ってきたというふうに聞いております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 新たに役員が入ってきたというのであれば、今まで、役員さんが何人かおって、その役員がかわるといふんだったら話がわかるんですが、新たに入ってくるということは、会社としての体制というのは随分変わると思うんですけど。

○印部久信委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） この管理をお願いしておる会社自体の方針といいますか、

そういったものは我々としても同じといたしますか、同じではないかも知れませんが、さらに上を目指してという取り組みをしていくということは伺ってますので、したがって、その内部の人が、失礼な言い方なんですけど、かわっても、その会社自体の経営とか進め方というのは今までのを維持して進んでいくというように我々も思ってますので、その辺は心配しないという言い方も悪いんですけど、今までと同じような形で進んでいくというような認識をしております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 普通であれば、役員さんが5人おって、その中で役員に入れかえというのは当然、会社の中ではある一定、ある話かと思いますが、今まで1人の役員体制で、今回、会社は、名前は変わらないとしても、役員さんが全然違うところから入ってくるといことになれば、体制として全然違うということになるのではないのでしょうか。

○印部久信委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 新しく入ってくるという御意見だったと思うんですけど、その会社の株主が人数がふえて、要するに、そこでその会社を運営していくということですから、この指定管理をしておる施設についての運営については問題はないというように認識しております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 運営に問題があるとかないとかいう話でなしに、役員が大幅に、全然、今さっき言うたように、5人の役員がおって、その中の代表を選んだんだったら、入れかえというのはあるかもしれませんが、その会社そのものの成り立ちから言えば、役員が1人だったので、それをそっくりかえたわけですから、会社の登記も変えらなあかんと思うんですけど。外部から来るといことになれば、組織としては全然違う組織というふうに認識するんですけど。

○印部久信委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） それは、会社の中のことでありますので、今、管理をお願いしとる会社と市の間では、そういった変化があつてどうのこうのという認識は、我々は持ってございません。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは少しおかしいと思うんですよ。会社の構成、代表者がかわり、役員がかわるということになれば、当然、指定管理についても一から見直すというのが本来の姿ではないかと。ただ、会社の名前だけが一緒で、役員さんが全然違うということになれば、名前貸しみたいな感じで、そこは一からやっぱり、指定管理そのものを見直す必要があるのではないのでしょうか、副市長。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私もちよっと、聞きはつりのところもございますが、私の聞いとる範囲では、指定管理をするときに、確かにザッピー西淡という株式会社のところの代表者が誰それということで、指定管理をしたわけです。その中身を聞いておりましたら、株主も1人しかいなかったということで、我々のほうから、これではだめだという話をいたしましたして、株主を増強すべきだということは、私も直接、指導をいたしました。

今回、株主が増強されて、我々の指導に基づいたと思うんですけど、株主が増強されてきたと。その株主の増強された、その中で代表取締役が変更があったと。今、代表取締役になってた方が、もう株主から脱退をして、退任をしたと。今度、その増強された株主が何人かおられて、その中で代表取締役が選ばれてきてるわけなんで、あくまでも我々としては、その株式会社ザッピーというものに指定管理をしておるわけですので、ただ、その代表者にしたら、先ほどのような話になってこようかと思えます。

株式会社ザッピーも、現に存在をいたしますし、我々のほうに提出していただいた、その資料の条件に基づいて、その会社が引き続いて運営をしていくということであれば、先ほどのように指定管理者をやりかえるということはないわけでございますが、それも含めて、以前、計画を出していただいていたものまで変更するという話になってきますと、我々としては、その株式会社ザッピーと話をして、指定管理をしたときとの条件が違うということでは、新たに指定管理を選ぶという行為も選択肢の一つにはあろうかと思うんですが、ザッピーがそのとき申請したとおり運営をしていくと、ただ、代表取締役社長がかわったというだけでございますので、何ら変化がないんじゃないかなと。

ただ、先ほどおっしゃっておったように、代表取締役がかわるのであれば、我々のほうにしかるべき届をできていただいて、我々のほうでそれを受け取った場合は、議会の委員会には報告する義務がございますので、報告をしたいと思っておるわけですが、いかんせん、まだ、お話を聞きますと、少し書類に不備があったので、正式には受理してないということでございます。正式に受理してないということは、我々の範疇では、ずっと従前

のものが生きておるといふことにはなろうかと思ひますので、指定管理をやりかえなければいけないといふところには、まだ至ってないのではないかと思ひておひます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、先ほど、外部からといふ話であつたわけですが、いつごろか知りませんが、その株主が役員さんに複数になつて、その中から選んだ、選ぶといふか、新しい代表者が決まるといふ申請書が出てくるといふふうには、そうしたら理解してよろしいのでしょうか。先ほどと何かちよつと、話が違ふので。

○印部久信委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 今、おっしゃられたとおひでござひます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしたら、そういうことになつてといふことで、そうしたら当然、連帯保証人なんかもかわつてくるといふふうには理解してよろしいのでしょうか。

○印部久信委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 連帯保証人については、以前の方ではない、かわるといふようなことは聞いておるんですが、そこらがまだ、正式なものとして御返事をいただひておりません。

したがつて、今の場合は、会社がそのまま指定管理、南あわじ市とかわしとるわけで、それで、細かい話が、連帯保証人については、会社に当時、連帯保証してまひますので、書類上は、今のといふか、前の連帯保証人の方が、そのままずっと、次が出てくるまで続ひておるといふ解釈をしておひます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど、外部からと言われたので、そこら辺はちよつと、会社としては成り立ちが違ふのではないかといふふうには思つたので、株主がそういう切りかえもしてるといふことであるので、それはまた、書類上、いろいろ出てきて、また議事に報告といふようなことになつるかと思ひますが、大きく代表者がかわる要因とかいふのは、市と

してつかんでいるんでしょうか。

○印部久信委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 我々、ざくっと一身上の都合で退任されたというようなことはきちっと伺っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そういうことになるかと思いますが、それはそれでよろしいです。ありがとうございます。

○印部久信委員長 ほかに。
谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 時間も時間やけど、ちょっと基本的なことをお尋ねすんのやけんど、行政が作成する事業プランというか、例えば、これは学校教育のことをお尋ねすんのやけど、学校教育の再編プランというのを作成して、例えば、西淡、辰中校区の幼稚園であつたり西淡志知・三原志知小学校の統廃合を何年何月までにするというようなことで作成しとるのやけんど、実際に事業計画どおり進んどるのは、西淡中学校になった辰中と御中とだけやというような、私はそういう理解があるのやけんど。

その辺の重みというのが、やはり私は、その審議会というか、誰がつくってそういう、例えば辰美校区の幼稚園の統合、西淡志知・三原志知の統合、これを27年4月からするとかいうような事業計画を敷いておるにもかかわらず、この辺が安易に変更、変更というような。この辺の重みというのはないように思うのやけんど、実際、この事業計画とか再編計画、誰が作成されたんですか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 検討委員会というのがございました。そこの提言を21年6月でしたか、受けて、それ以後、教育委員会で策定したのが基本計画でございます。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 検討委員会という人がつくって、それで教育委員会で揉んで作成

したと。それが実際、西淡志知・三原志知でも地区の同意が得られらんさかいに、その事業計画を、27年にすると言いよつたやつが28年になるのか、30年になるのか知らんけど、こんなええかげんな、私は、事業計画案というのは、私はないと思うんよ。行政がそれだけの組織をして審議会なりして、教育委員会で決定したことは、肅々と、これはさまざまな住民の理解を得ながら、計画したやつを計画に基づいてやっていかなんたら、ごねとくとは言わんねけん。

辰中と御中とだったら、そないして合意を得て統合しとんねん。三原志知でも西淡志知でも、何年に統合やというとつたって、地元の同意を得られへんで、一部の人から言われた段階でそういう事業が頓挫して、先延ばしやいうんだったら、この検討委員会なり、こういう委員会で作成したこの計画案そのものの重みがないと私は思うんよね。行政が、それなりにも審議会というのは、審議会するのに審議委員というのは、これは報酬を打てるんですか。

○印部久信委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 報酬を打っております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 報酬を打ちながら、そないして教育の専門家の方々が、将来的に見据えて、何年後にはこの、もう新入学生がおらんと、そういうような状況になってきよるさかいに、やっぱりこの校区は再編せえよというようなことで、これが作成する経過にあって、それが我々のところに届いてきた、それで、地元の調整が得られへんさかい、ほんで話は流れた、御破算じゃとか、これは西淡志知・三原志知だけでない、私も、幼稚園のこともそうなんやけん、こんな、親御さんはもう27年度4月からして、延長保育でもしてきていただいて、親はしっかりとした、そういうふうな保育も充実してくれると思うとんのに。実際はこれ、でけへんような状況になってきよるさかい、この辺が、何や再編計画というのは、これは、こんな軽いもんかなという思いがあるのやけん。その辺はどうなんですか、これ実際。

親は大きな期待しとんよ、ほんま。27年4月から、私らの子供たちは延長で保育してくれるというような期待をしとるのに、それを裏切りよんのよ。この辺、そない軽いもんなんけ、この行政が作成する。ある程度、リーダーシップとして。個々の意見聞きよつたら合意は得られへんさかい、それなりの保護者の合意というか、することによって、私は積極的に、その事業計画に基づいたような。期間を切つとんよさかい、やるべきやと思うのやけん。阿万も灘もそうでしょう。それはもう、やめとくけん。この辺、事

業、行政が作成する、審議会か何か決めたことを、一部の人から言われたらあっち向いて、ほんで、こっちからこない言うたらこないして。かといって、結局、保護者のことを一つも考えらんような、こんな計画やったら、ほんまに、はなからつくらんがましですわ。

終わります。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 ちょっと今、谷口副委員長の関連についてお尋ねします。ということは、27年に辰中校区の4園を統合するということで、いろいろ初めは辰美中学校ということで話を持ちかけたわけですが、この問題点は、道中で御破算になってしまったと。どちらにも嫌われたということで、そうして、最終的には、個人の面接試験みたいに、個人の意見を聞いたということ。これは多分、私は大変難しい結果になると思うとったんですが、案の定、そういった結果を生んでしまっております。

そういったことで、私も、古いという中で、厚かましいということで皆さんに知れ渡つとるんで、いろいろと相談を、電話をいただいて、受けたわけですが、非常に今の意見は厳しい意見が続出しております。これは、到底、何ぼ教育委員会でもまとめるのは非常に難しいんじゃないかと私は覚悟しております。

そういった中で、前にも副市長が全協のときに、ちょっと部下の方におしかりをしとったことですが、ただ、今、なぜこの合併をやかましく言うかということは、これは、アベノミクスと一緒に、女性の働く場所と、女性が働く機会を十分に与えようということで、保育というものが大事でございます。保育がやっぱり、全面的に立ってきとるわけで、その保育を授業と幼稚園と、旧西淡町が持つとるということで、何とか保育を合併をした中で、ひとつそういった、女性が気安く子供を産めて働けるという場を与えてほしいというようなことから始まったわけでございます。

それなのに、幼稚園のほうはまだ意見を、これから厳しい意見があるわけで、まとめてもらうんですけど、合併のほうは。ただ、教育委員会とその福祉、保育というか福祉のほうですが、藤本部長とも一遍、意見を言うたんですが、ただ、そういった合併を27年にすると言いながら、いまだに認定こども園にするならする、南あわじ市は一本にまとめるならまとめるということを言われておりますが、いまだにそういった教育委員会と福祉のほうと話し合いが全然持たれとらん。聞いたところ、持つとらへんでしょう、部長。

○印部久信委員長 答弁求めますか。

教育部長。

○教育部長（太田孝次） 幼稚園の再編につきましては、教育部と健康福祉部、協議を

全く持ってないということはございません。やはり、我々もいろんな保育所であったり、認定こども園であったり、そうしたことは資料として余り持ってませんでしたので、やはり福祉の関係の方と、二、三回協議を持ったところでございます。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 保護者の方に聞きますと、全然、そういった何が見られないと、足跡がないということで、何とか川上さん、保育のほうの担当課、福祉、非常に皆、詳しいということ、皆、お母さん方、よく知っております。教育委員会のほうが全然、そういったリードをとらないというようなことも知っております。そういった中で、教育委員会に大きな責任があるんじゃないかと私は思うわけです。

そういった中で、ひとつ、そういった会をこれからどんどん持って、片一方では、やっぱり4園をまとめていくと。やっぱり、認定こども園なら認定こども園に、一本に絞るなら絞るように、福祉と、お互いに皆さんに見えるように、やっぱり活発に会合して、結果を出さんといかんと思うのやけん。全然、結果出とらんでしょうが。一遍でも会合したことがあって、結果、出とりますか。どの方向に進むとか、そんなことは出とりますか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） この件に関しましては、保育所のあり方検討委員会、子ども・子育て会議の動向、そうしたものを十二分に踏まえて考えていくということで、我々も子ども・子育て会議の委員のメンバーにもなっておりますので、そこら辺を十分、参酌して考えていきたいと思っております。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 先ほどから阿部委員の問題点、それから、吉田委員の問題点、皆言うけど、執行部はもうほんまに、はっきりした結論が一つも出とらんよ、これ。何とか検討します、検討しますと。検討します言うたら、誰か言ったな、結局、それはせえへんということやと。そういう結論が出るのかな。そういったことも言われておりましたが、本当に、副市長、何とかせんことには、これはほんまに堂々めぐりばかりで、結局、住民、市民の感情を悪うしていきよので。ほんまに、辰中校区もうかうかしとったら、これ、三つどもえのけんかになるかもわからんで。四つどもえの。

そやさかい、そういったことをやっぱり、執行部が、担当課が、やっぱり前向きに保育をやるんだったら保育をやるような、ちゃんと一つの目標を立てた中で、南あわじ市一本

にまとめていくと。副市長、言いよったでしょう、そういったことを一本にまとめていくと。片一方では、やっぱり保護者の方々を、意見をまとめて。到底、私は今の状態では、なかなかまとまらんと思う。かなり厳しいと思う。そういったことをどう思ってるんですか。

○印部久信委員長 答弁は、どちらに。
副市長。

○副市長（川野四朗） 先ほどお話があったように、保育所のあり方検討委員会、間もなく答申が出てくるように聞いております。その答申を見てみて、我々もいただいて、どういう皆さん方が御判断されてるかなというのを参考にしながら、今度はやっぱり教育委員会と我々とが、幼児教育・保育をどのように今後、南あわじ市としてやっていくのかということ、やっぱり一度、検討しないと。

教育委員会は教育委員会で進む、福祉は福祉で進む、こういうことになってくると、また制度が別々になってきますので、前にも言いましたように、やっぱり今後は、こども園という制度も新しくできてるわけですけど、そういうものも模索ができるわけですから、今後、南あわじ市の幼児をどのようにしていくのかということ、市を挙げて一度、検討してみたいと、教育委員会も含めてですけど、検討して、一度方向性を出した上で、また皆さん方に、できるだけ早く報告ができるようにしたいと思います。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 副市長、それはもう大分前の話よ。時代おくれよ、そんなこと今ごろ言うのは。副市長、もう既に、またあいてもうとんよな。それで今、論争しよんのよ、これ。地域の場所的なものや、いろんな中で。それで、かなり感情的なものになっとるわけ。これは、執行部、教育委員会も悪いということや。そういった状況に置かれて、先ほど、谷口副委員長も言いよった、志知でもどこでもまとまらんわ。皆、意思放つといて、一つもまとめんわな。こんな、それやったら今の西淡に旧幼稚園がある、幼稚園教育がええと、幼稚園教育を残していただきたいというふうな、福祉と保育と、いろいろな検討せんなんわけやな。保育と幼稚園との。兼ね合いというたら、認定こども園ということもあるわけや、内容的には、どちらのええところもとれるということやな。

そういったことを早うからわかっとして、何で教育委員会と福祉担当のほうで話し合いを一遍も、私は聞いたことないで。そういった検討して、片や、ああ、ようやってるなという、市民も見た中で、こちらのほうをまとめていくと。片一方を放つたらかしといて、何も、幼稚園、保育、認定こども園にしましょうというような意見を言いながら、何ら、

その準備段階の会をしないということや。そんなことでは、市民は信用しますか、執行部を。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 我々も検討はしておりました。ただ、教育委員会は教育委員会で再編計画が片一方であったわけですので、あとは、今度、保育所側のほうについて、市民の皆さん方がどういうふうに考えられとるかということは、やっぱり一度聞かないかんということで、あり方検討委員会もつくりました。それを、双方、今度合わせてみて、どういうニーズが多いのかということ把握した上で、市としての考え方を明確にすべきだろうと。教育委員会だけで進んでしまうと、西淡町の部分だけになってしまう。そうになると、果たしてそれでいいのかということになってきますので、こども園にやったとしたって、西淡だけがこども園にして、あとのところは保育所で残すのかということもあるわけです。

ですから、やっぱり保育所と幼稚園というのは幼保一体型が望ましいというのは、もうこれからの流れですので、そういう方向に向けた検討を、あり方検討委員会から間もなく諮問の答申がいただけるようですので、それを見て、精力的に教育委員会とも相談をして、市の考え方を一本化して、皆さん方にもお知らせをしたいというふうには考えております。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 副市長はのんびりした話をするけど、副市長、これは県も国も力を入れとんねん、これ。はっきり言うて、兵庫県が一番力を入れとんねん、これ。一番多いんでしょ、はっきり言うたら、こども園。今度、二十何ぼや、ちょっと今、数は忘れたけど、また井戸知事さん、かなり頑張ってそういった働く女性の何をこしらえると、働く女性の、働けるような環境をつくるということよ。それに、今ごろになって、まだ27年に合併、辰中校区をどちらかに、保育と認定こども園か何か知らんけど、そんなようにしましよと言うといて、その結論を、南あわじ市の結論もよう出さんと、27年にできますか。でけへんでしょ、教育長。どうですか。27年にでけへんかったら、今の間にでけへんと言うといてくれ。そのほうが話はしよいさかい。

○印部久信委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） まず、再編基本計画から全然進んでない御指摘、まさにそのとおりです。これはもう、結論から申し上げましたら、非常に山高いです。いろんなところ

に行きましたけども。特に今、おっしゃってます旧の辰美校区の四つの幼稚園の問題ですけども、地域の自治会の皆さんの思いは、やっぱり保護者の皆さんの意向を尊重していきたいと、こういうような話でありました。当然、私ども、保護者の思いというのをできるだけやっぱり聞いて、それにそぐうような思いで取り組んできました。

結果としては、辰美中学校跡というところを否定されたわけです。確かに、この否定された結果、今、川上委員がおっしゃってますように、それぞれ四つの地域は四つの地域の思いがあるという話があります。この中でも、保護者の意見の中には、27年という話がおくられてもええという意見も、中には出ました、そこでは。ただ、我々は精いっぱい努力したいんですけども、結果とすれば、非常に厳しい状況が今、あるかなという思いがします。歩み寄りとか、少し譲ろうとかいう思いがなければ、非常に厳しいかなという思いがします。

ですから、今、ここで平成27年という話を即答せよと言われれば、厳しい状況があるというしか、今のところは言えません。

以上です。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 雰囲気的には、もう、真っ二つに分かれとるわな。これを感情的に何とか、辰美小学校で仲よくお互いに授業をしようと思うたら、これ、うまくまとめんなんよな、これ。実際言うたら、感情的にならんようにせな。地域住民も、保護者の方も。そうよ、だから、そこが大事よ。これ、かなり人間、感情的になったらまた、いろいろな昔の、他の地区の問題点のようなことになると思う。ということは、最悪の場合は、二つ建てんなんというようなこともあり得るという、これは私の案ですよ。そういったことも視野に入れた中で、全ての検討をせんことには。

結局、保育はもう絶対やってもらわなん、これは。働くお母さんということで。そういうことで、そういったあらゆる角度から、ひとつ、教育長、今後検討していただきたいと思うんです。柔軟なところもなければ。どうですか。

○印部久信委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） いろんな面を当然、配慮しながら、やっぱり保護者の思いが、やっぱり預けたいと思うような形で持っていかがるを得んのかなという思いがあります。非常に、今、ここで即答はなかなかできませんけども、保護者の思いというところは、やっぱりしっかり酌んでいかがるを得んのかなということで、御了解いただきたいと思いません。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 よろしく申し上げます。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 私が言うとなのは、行政機関が作成した計画プランを公表して、それを履行せえへんというのは行政としていかなものですかということをするだけの話で。行政が作成した計画プランを出して提出した、それを履行しない、これに私は問題があるということをするって、そんな軽い審議会だったら、何じゃ、報酬まで払うてする必要ないなという思いなんで、私はまだ、川上委員、そういうことなんや。行政が公表して作成して、27年4月にする、親御さんがそういう期待をしとる。その期待を、履行せんもんじゃさかい、裏切りよんのよ。何ら、公表せんともっと審議会で揉んだ上でやるべきやったと、私はそういう思いなんや。

○印部久信委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 ないようでございます。

執行部からの報告事項がありましたらお願いします。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 2月の委員会の折に、さくら苑のことを報告させていただきました。それで、公の施設の検討委員会の結果を御報告させていただきたいと思えます。

(資料配付)

○長寿福祉課長（大谷武司） よろしいでしょうか。

それでは、お手元の資料に基づきまして、民営化の方向ということで決定したことを報告させていただきたいと思えます。

まず、民営化についての、養護老人ホームさくら苑の現状ということですが、昭和28年7月に養老院として、福良地区のほうに運営を開始しました。その後、賀集八幡へ移転

し、老朽化により、平成6年5月に現在の福良地区に新築移転をしております。平成17年1月の合併により、市の養護老人ホームとなっております。この間、高齢社会の進展による施設の運営の変化に対応し、高齢者福祉の施設として大きく役割を担ってきたところで、最近の現状として、介護を必要とする入所者が増加しており、介護サービスの面のさらなる充実が求められているところでございます。

2番としまして、民営化の方針。老人福祉法施行以来は、養老院として、経済的理由により在宅で養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者を入所させ、養護を行ってきたところですが、現在も経済的理由により、在宅での生活が困難な方を措置し、利用する施設には変わりはありません。兵庫県下では、現在、49施設ありますが、公設公営で行っているものは、この南あわじ市を含め、6施設のみとなっております。他の市町村においては、施設運営を民間に委ねることにより、入所者の柔軟かつ効率的なサービスが可能となっており、処遇及び運営の改善に大きな役割を担っているところでございます。

他の市町村の動向からも、今後の方向性について検討を重ねた結果、養護老人ホームさくら苑が抱える施設面、運営面の課題を解決し、民間のノウハウを活用し、入所者の福祉、医療、介護の連携したサービス向上を目指すことが望ましいと判断し、平成26年2月24日に、公の施設民営化検討委員会において、27年4月1日をめどに、民間への譲与を進めることを決定いたしております。

3としまして、入所者の処遇なんですが、民間に譲与した後も、現在の入所者は継続して入所し、養護老人ホーム入所に係る負担金については変わりません。また、現在の入所条件や養護老人ホームの機能及び特定施設としての居宅介護サービスの提供にも変わりはありません。

その裏なんですが、これにつきましては、外部のサービス、特定施設のサービス内容を書かせていただいております。そして、その下のほうにも、さくら苑の経緯を挙げさせていただいております。

その2枚目のほうなんですが、当面のスケジュールということで、こちらのほうに掲載させていただいておりますので、この部分を紹介させていただきます。

この3月に民営化の決定を受けまして、この4月から利用者、それから利用者の家族への説明を行い、5月には公有財産の審査会、それから募集要項の作成、議会への説明、それからプロポーザル選定委員の選任、そして、6月には募集、7月には譲与法人の選定、そして、8月に選定した結果、仮契約というところにこぎつけまして、9月にまた議会のほうでの議決をお願いしたいと思っております。そして、10月以降、半年間をかけながらスムーズな移行を目指して、来年の4月には民間法人に移行していきたいというふうに思っております。

それで、この下の条件につきましては、募集要項（案）を抜粋いたしました部分で、条件としまして、入所定員の現状維持、それから、引き続き勤務を希望する職員の雇用、そ

れから、建物・備品については現状で無償譲与、それから、土地については26年間の無償貸与、それから、給食業務については、自主、運營業者委託などは問わないが、食材については地産地消ということで、淡路、南あわじ地産の食材を優先してお願いすると。

応募資格につきましては、公募の日において南あわじ市内で下記の事業を運営している法人。これにつきましては、介護保険法第8条第26項に規定する介護老人福祉施設、それから、介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設。

それから、応募資格ということでは、市内高齢者の実態を把握していること。それから、市内の医療機関との連携が密接であること。それから、施設福祉、在宅福祉のノウハウを備えていることというようなことを網羅した内容の要綱により、募集を図っていきたいと思います。

報告は以上でございます。

○印部久信委員長 ほかに。

(発言する者あり)

○印部久信委員長 これは報告やから、また質疑は、何かの機会に質疑する機会を設けたいと思います。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 ありませんか。

ないようですので、それでは本日は早朝より盛りだくさんの議案についての慎重審議、御苦労さんでした。

これもちまして、産業厚生常任委員会を終わります。御苦労さんでした。

(閉会 午後 4時06分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年 3月19日

南あわじ市議会産業厚生常任委員会

委員長 印 部 久 信